

| 管理コード    | 制度の<br>所管官庁 | 項目                | 該当法令等                                       | 制度の現状   | 措置の<br>分類 | 措置の<br>内容 | 措置の概要（対応策）   | その他 | 当室からの再検討要請   | 措置の<br>分類 | 措置の<br>内容 | 措置の概要（対応策）   |
|----------|-------------|-------------------|---|---|-----------|-----------|--|-----|--|-----------|-----------|--|
| z0700007 | 財務省         | 簡易申告制度適用条件のさらなる緩和 | 関税法第7条の2                                    | <p>簡易申告制度は、予め税関長の承認を受けている輸入者が、継続的に輸入しているものとして指定を受けた貨物について、法令遵守の確保を条件に、納税申告の前にこれを引き取ることを可能とする制度である。また、当該貨物の指定を受けるためには、当該貨物の所属区分ごとの継続的輸入申告が要件となっている。</p> <p>（注）回数要件については、本制度の利便性を考慮し、平成15年4月以降、年24回から年6回へと緩和を行ったところである。</p> | b         | ・         | 法令遵守の確保を条件に、納税申告前に貨物の引取りを認める簡易申告制度の趣旨を踏まえれば、無制限に要件等の緩和を行うことはできないものの、平成15年4月の回数要件緩和による利用拡大状況を踏まえた上で、更なる緩和の可否等について検討を進めることとする。 |     | 更なる緩和の可否等について検討を進めるとあるが、実施困難とされる理由があれば具体的に示された上で、実施時期についても具体的に示されたい。 | b         | ・         | 簡易申告制度については、平成15年4月の回数要件緩和による利用拡大状況を踏まえたうえで更に緩和の可否等について今後検討を進めるものであるが、法令遵守の確保に必要な条件等につき詳細な検討が必要であるため、具体的実施時期を示すことは困難である。 |
| z0700008 | 財務省         | 免税手続きの簡素化         | 関税定率法第14条第10号及び第11号、同法施行令第13条、第15条及び第16条第1項 | <p>通い箱の免税通関手続きに係る関税定率法第14条（無条件免税）の適用については、同一性の確認と再輸入数量の管理のため、原則として、輸出許可書等の提示を求めている。また、当該免税通関手続きに係る事務負担を軽減するため、輸入者が当該容器の輸出入状況を帳簿等により適切に管理している場合には、その管理帳票等の提示により、輸出許可書の提示の省略を認める取り扱いも採用している。</p>                            | b         |           | 適正な課税を確保しつつ、輸入者の免税通関手続きに係る事務負担を軽減するため、如何なる簡素化措置が適当か、平成16年度中に全国規模で具体的な対応策を検討し、結論を得る。  |     | 今年度中に結論とあるが、実施困難とされる理由があれば具体的に示された上で、実施時期についても具体的に示されたい。             | b         |           | 今年度中に、関係者等からのヒアリングを実施した上で、具体的な対応策及び実施時期の結論を得ることとしている。  |

| 管理コード    | 制度の<br>所管官庁 | 項目                | 要望<br>管理番号 | 要望事項<br>管理番号 | 要望<br>事項<br>補助<br>番号 | 要望主体名         | 要望<br>事項<br>番号 | 要望事項<br>(事項名)     | 具体的<br>要望内容   | 具体的事業の<br>実施内容   | 要望理由  | その他<br>(特記事項) |
|----------|-------------|-------------------|------------|--------------|----------------------|---------------|----------------|-------------------|---|--|---|---------------|
| z0700007 | 財務省         | 簡易申告制度適用条件のさらなる緩和 | 5032       | 50320020     | 11                   | (社)電子情報技術産業協会 | 20             | 簡易申告制度適用条件のさらなる緩和 | 適用貨物の制約撤廃(年間6件の輸入実績の廃止等)<br><br>【規制の現状】<br>適用貨物に制約がある。  | 【予想効果】<br>取り扱うすべての貨物に本制度が適用可能となれば、管理が容易になる。<br>また、すべての貨物が同一タイミングでの許可となる道が開け、貨物の搬出準備も容易となり、標準的な納期の設定が可能となる。<br>(通常申告貨物とは別の担保設定が必要になる。<br>通常申告貨物と、簡易申告制度適用貨物とで管理・運用を分ける必要がなくなる等) | 適用可能な貨物と、適用不可の貨物が混載されている場合、申告形態が変わり運用、管理が煩瑣になる。 |               |
| z0700008 | 財務省         | 免税手続きの簡素化         | 5032       | 50320021     | 11                   | (社)電子情報技術産業協会 | 21             | 免税手続きの簡素化         | 貨物の原産地が日本であることを、事前に証明することで、再輸入申告を認めていただきたい。<br><br>【規制の現状】<br>通い箱の再輸入申告において、同一性の確認を輸出申告実績との照合で証明することを求められる。 | 【予想効果】<br>反復使用される通い箱の運用が促進され、環境保護に貢献できる。<br>日本産品への課税が防げる。  | 原産地が日本であることが明確である貨物への課税は、課税の主旨に反すると考える。         |               |

| 管理コード    | 制度の<br>所管官庁 | 項目                              | 該当法令等             | 制度の現状  | 措置の<br>分類 | 措置の<br>内容 | 措置の概要（対応策）   | その他 | 当室からの再検討要請   | 措置の<br>分類 | 措置の<br>内容 | 措置の概要（対応策）   |
|----------|-------------|---------------------------------|-------------------|--|-----------|-----------|--|-----|--|-----------|-----------|--|
| z0700029 | 財務省         | 輸入貨物が関税率ゼロの場合、現実支払い価格を課税標準とする   | WTO関税評価協定<br>関税率法 | 関税率法第4条第1項において、輸入貨物の課税価格は、現実支払価格に加算要素（運賃・保険料等）の額を加えた価格（CIF方式）とすることとしている。   | f         | -         | 課税標準を減ずることで減税を要望するものであり、税制改正要望となっており、規制緩和にあたらぬ。<br><br>（注）<br>関税率がゼロの輸入貨物であっても、輸入貨物には消費税が課税されることに留意する必要がある。  |     | 当初の要望にも記述したとおり、関税については元々ゼロで有り減税を要望しているものではない。<br>また、消費税についても、輸入貨物の消費税に関して、輸入貨物を国内で再販売する場合は仕入れ時に課税された後、所定の手続きを経て控除されるため消費税についても減税にあたらぬと考える。事業形態や契約などから関税ゼロの物品を輸入し国内で再販売することが明らかな場合、現実支払い価格を課税標準としても、関税、消費税ともに「減税」にあたらぬと考える。<br>日本は世界に先駆けて工業製品の関税を引き下げてきている。税収を伴わない上、国内のセキュリティ向上にも貢献せず、官民ともに実務負担の多い課税標準の管理業務について、日本がリーダーシップを持って削減していくことは極めて重要だと考える。見直しの可否について再検討され示されたい。 | f         | -         | 関税無税品と有税品で消費税の課税標準が異なることは、「課税の公平性」の観点から問題であることに加えて、2種類の課税標準をつくることになり、輸入者及び税関の事務手続きが複雑化することとなる。<br>なお、輸入申告における課税価格の算定について加算要素を省略することは、WTO関税評価協定上認められないものである。<br>いずれにせよ、課税標準を減ずることで減税を要望するものであり、税制改正要望となっており、規制緩和にあたらぬ。                                |
| z0700031 | 財務省         | 通関業の許可、営業所への通関士必置規定の全国的見地からの見直し | 通関業法第3条、第13条      | ・ 通関業を営もうとする者は、その業に従事しようとする地を管轄する税関長の許可を受けなければならない。<br>・ 通関業者は、専任の通関士を置かないことについて税関長の承認を受けなければならないとされる営業所ごとに、専任の通関士一人以上を置かなければならない。 | c         | -         | 国民の安全や安心に対する社会的要請及び円滑な国際物流に対する要請の両方が強まるなか、輸出入者の代理として通関手続を行う通関業者は、その両方の要請に応えるため、通関手続を迅速かつ適正に行う能力が求められている。このため、税関がその能力を有するかどうかを審査した上で許可を与えることとしている。<br>通関業の許可に当たっては、通関業者の各空港港湾の実情に応じた業務の内容等を把握する必要があることから、各税関単位で当該許可を行うのが合理的である。<br>また、通関士は、通関書類の内容を審査する義務がある。通関手続は、個々の貨物に即して行われるものである。通関書類の内容を審査するとは、単に通関書類を作成する、あるいは、NACCSに申告情報を入力するだけのものではなく、書類の内容がその貨物と同一のものであるかの確認等を行う義務であり、その義務を履行するために通関士が実際に蔵置された貨物を確認するなど、必要に応じて当該貨物に即した業務を行う必要があり、通関業務と当該貨物の蔵置場所を完全に切り離して考えることはできない。 |     | 要望主体からも「今回の回答も昨年の回答と同様、『通関業務と蔵置場所を完全に切り離して考えることはできない』とされるが、必要に応じて出張するなど、貨物を確認できる体制をとっていけば切り離して考えることができるものである。必要に応じて抜本的に法改正をされるなど前向きな対応をいただきたい。」とあり、見直しの可否について再検討され、示されたい。  | c         | -         | 円滑な国際物流に対する要請が強まるなか、輸出入者の代理として通関手続を行う通関業者においては、貨物の確認を行うための検査に迅速な対応を求められる。通関業務と貨物の蔵置場所を切り離した場合には、検査が直ちに行えないこととなり、円滑な物流を阻害することとなる。<br>通関業者は、通関手続を迅速かつ適正に行う能力が求められ、常に貨物の確認を迅速に行えるようにしていなければならないことから、遠方から出張して貨物の確認を行う体制をとっていることをもって、適正な通関業務を行っているとは言えない。 |

| 管理コード    | 制度の<br>所管官庁 | 項目                              | 要望<br>管理番号 | 要望事項<br>管理番号 | 要望<br>事項<br>補助<br>番号 | 要望主体名  | 要望<br>事項<br>番号 | 要望事項<br>(事項名)                   | 具体的<br>要望内容   | 具体的事業の<br>実施内容  | 要望理由   | その他<br>(特記事項) |
|----------|-------------|---------------------------------|------------|--------------|----------------------|--------|----------------|---------------------------------|---|---|--|---------------|
| z0700029 | 財務省         | 輸入貨物が関税率ゼロの場合、現実支払い価格を課税標準とする   | 5042       | 50420003     | 11                   | ソニー(株) | 3              | 輸入貨物が関税率ゼロの場合、現実支払い価格を課税標準とする   | <p>輸入貨物の申告価格は、WTO関税評価に関する協定に基づき、本邦では、関税率法第4条の定めにより現実支払い価格(インボイス価格)に加算要素を加えたものとされている。しかし今後は、関税率ゼロの場合は、現実支払い価格の申告で可能とするよう、WTOの場において関税評価協定の見直しが行なわれるよう要望する。</p> <p>なお、これは関税の支払いに結びつかない官民双方の作業の軽減要望であり、減税要望ではない。</p>  | <p>・輸入者の実務負担がはるかに軽減する。</p> <p>・結果として、本来必要な関税評価を行うべき貨物の管理がより向上する。</p>                                | <p>関税率法第4条(課税価格の決定の原則)において、輸入貨物の申告価格は現実支払い価格(インボイス価格)の他に別払いなどの加算要素がある場合は加算して申告することが求められている。しかし、関税がゼロの貨物の場合は実質的には加算要素を申告する意義がないにも関わらず、加算要素のある場合はそのように申告を行わなければならない輸入者に大きな負担となっている。</p> <p>加算要素を把握するためには「日本からの部品輸出」「海外送金」「海外出張」等のオペレーション毎に「輸入貨物への影響の有無」を把握する必要があり、輸入国における関税支払い額への影響がないにも関わらず、社内業務への負担が大きい。</p> <p>WTOやITA交渉の進展により、電機・電子機器の分野において関税が課せられる貨物は年々減少し、特に先進諸国においては、現状極わずかとなっている。しかし依然として、加算要素がある場合はその申告を行わなければならないことがGATT関税評価協定にて規定され、各国においてこれが運用されている。例えば本邦においては、平成6年、関税法基本通達7-10により、従来「特殊関係者」からの輸入時に評価申告書の提出が必要であったが、特殊関係が価格に影響を及ぼさない場合、加算申告が不要となっている。このように、状況の変化によって貿易の実務を阻害しないよう必要な運用を見直すことは極めて重要と考える。</p> <p>なお、昨年11月の別団体への回答では、「輸入申告における課税価格の算定について加算要素を省略することは、WTO関税評価協定上認められないものである。いずれにせよ、課税標準を減らすことで減税を要望するものであり、税制改正要望となっており、規制緩和にあたらぬ」とされたが、関税ゼロの場合、各国の官民双方で税収に結びつかない無駄な作業となっていることは共通していると思われるため、WTOの場で日本から提案することにも意義があると考えられる。また、今回の要望は関税ゼロの場合としており、課税を求めているものではない。</p> |               |
| z0700031 | 財務省         | 通関業の許可、営業所への通関士必置規定の全国的見地からの見直し | 5042       | 50420005     | 11                   | ソニー(株) | 5              | 通関業の許可、営業所への通関士必置規定の全国的見地からの見直し | <p>「通関業を営もうとする者はその地を管轄する税関長の許可が必要」、また、通関士の設置場所について、「通関業務を行う営業所ごとの設置」という規定がある。これまで税関が行ってきた通関業務の簡素化、NACCSのWEB化などの実績を踏まえ、地域ごとに分断した状態ではなく、全国的オペレーションの観点から許可体制を見直して欲しい。昨年の回答では「税関長が承認した場合には、専任の通関士を置かないことができる」とあるが、これも「技術的に可能」であるならば、全国レベルで統一したオペレーション体制を望む業者には、地域レベルではなく、全国レベルの承認へと見直しを要望する。包括事前審査制度の利用者などから段階的に導入することも可能だと考える。</p> | <p>・地域ごとの業務の平準化による事務の効率化と人員配置の最適化。</p> <p>・コストの削減。 ・手続き事務の簡素化</p> <p>いずれも社内での生産性向上による業務スピードのUP。</p> | <p>通関業の許可を受けた営業所が複数ある場合、物量が少ない営業所も含め全営業所に専任の通関士を置かなければならない。通関業務を行なう各営業所で通関士の行う通関業務量は一定ではない。税関で通関業務の簡素化を進め、Nacossがweb化されたことで、通関士を一ヶ所に集めそこで全国の通関業務を行う事は十分可能であると考えられる。また、通関士が1ヶ所で通関業務を行う事で、業務の平準化及び従事人員の削減による、コスト削減も可能となる。また、通関士の異動届も都度代表取締役印を押印しての届出制となっており手間がかかるが、この法令の緩和により、異動届も緩和され、工数の削減が考えられる。貨物の立会い検査なども通関士である必要はないと思われる。昨年の回答では、「必要に応じて当該貨物に即した業務を行なう必要があるため、「通関業務と当該貨物の蔵置場所を完全に切り離して考えることはできない」とされたが、必要に応じ出張するなど、貨物を確認できる体制を取っていれば切り離して考えることができると思われる。</p>   |               |

| 管理コード    | 制度の<br>所管官庁 | 項目                          | 該当法令等                      | 制度の現状  | 措置の<br>分類 | 措置の<br>内容 | 措置の概要（対応策）  | その他 | 当室からの再検討要請 | 措置の<br>分類 | 措置の<br>内容 | 措置の概要（対応策）  |
|----------|-------------|-----------------------------|----------------------------|--|-----------|-----------|---|-----|------------|-----------|-----------|---|
| z0700032 | 財務省         | 通関体制の整備<br>24時間365日体制の実施    | 関税法第98条<br>第100条第1項第<br>4項 | 税関の執務時間外に臨時的執務を<br>求めようとする者は、税関長の承認<br>を受け、必要な手数料を納付しな<br>ければならない。 | c         | -         | <p>1. 税関は、執務時間外の通関需要に対し、臨時開庁の承認を基本的に行うことで365日・24時間対応しているところ。特に執務時間外の通関需要の多い全国の14官署において、平成15年7月より、執務時間外の通関体制を整備し、通関需要の多い時間帯にあらかじめ職員を常駐させることとしたところ。</p> <p>なお、個々の臨時開庁申請によっても執務時間外の通関需要に対応できる中で、通関需要の少ない時間帯にあらかじめ職員を常駐させることは無駄な行政コストが発生することになるため、24時間365日全ての時間帯に税関職員を常駐させることは適切ではない。</p> <p>2. 臨時開庁の承認申請があった場合には、税関長は税関の事務の執行上支障があると認められた場合を除き、その承認を行っている。また、上記1のように税関の執務時間外における事務の執行上支障の無いよう通関体制の整備に取り組んでいるところである。ただし、臨時開庁が要請された場合に、税関がそのための体制を整え、事務上対応可能かを判断する必要があるため、承認手続は必要である。</p> <p>なお、臨時開庁承認手続は電子的に行えるようになっており、申請項目も執務の種類、開庁時間、場所等としており、極めて簡素なものとなっている。</p> <p>3. 臨時開庁は、税関の執務時間外に輸出入手続を行いたいとする申請者の求めに応じ、特に職員を配置して当該手続を行うものであることから、これに伴い発生する行政コストは受益者である申請者自身が負担すべきものである。また、この臨時開庁手数料については、事務の実態を踏まえて、本年4月1日より、7800円から4,100円に引き下げたところである。</p> <p>なお、臨時開庁手数料については、平成15年4月から構造改革特別区域において、その額を2分の1に軽減したところである。</p> |     |            | c         | -         | <p>税関は、執務時間外の通関需要に対し、臨時開庁の承認を基本的に行うことで365日・24時間対応している。特に、執務時間外における通関需要の多い官署には職員を常駐させて対応しており、成田空港や関西空港のように24時間貨物が動いているところでは、24時間365日対応している。</p> <p>このような体制をとった上で通関需要のない時間帯には、無駄な行政コストを避けるため常駐は行っていない。このように、税関は、需要には的確に対応する体制をとっており、行政コストの面から見ててもこのような体制が適当であると考えている。</p> |
| z0700033 | 財務省         | 通関体制の整備<br>臨時開庁手続き及び費用負担の撤廃 | 関税法第98条<br>第100条第1項第<br>4項 | 税関の執務時間外に臨時的執務を<br>求めようとする者は、税関長の承認<br>を受け、必要な手数料を納付しな<br>ければならない。 | c         | -         | <p>1. 税関は、執務時間外の通関需要に対し、臨時開庁の承認を基本的に行うことで365日・24時間対応しているところ。特に執務時間外の通関需要の多い全国の14官署において、平成15年7月より、執務時間外の通関体制を整備し、通関需要の多い時間帯にあらかじめ職員を常駐させることとしたところ。</p> <p>なお、個々の臨時開庁申請によっても執務時間外の通関需要に対応できる中で、通関需要の少ない時間帯にあらかじめ職員を常駐させることは無駄な行政コストが発生することになるため、24時間365日全ての時間帯に税関職員を常駐させることは適切ではない。</p> <p>2. 臨時開庁の承認申請があった場合には、税関長は税関の事務の執行上支障があると認められた場合を除き、その承認を行っている。また、上記1のように税関の執務時間外における事務の執行上支障の無いよう通関体制の整備に取り組んでいるところである。ただし、臨時開庁が要請された場合に、税関がそのための体制を整え、事務上対応可能かを判断する必要があるため、承認手続は必要である。</p> <p>なお、臨時開庁承認手続は電子的に行えるようになっており、申請項目も執務の種類、開庁時間、場所等としており、極めて簡素なものとなっている。</p> <p>3. 臨時開庁は、税関の執務時間外に輸出入手続を行いたいとする申請者の求めに応じ、特に職員を配置して当該手続を行うものであることから、これに伴い発生する行政コストは受益者である申請者自身が負担すべきものである。また、この臨時開庁手数料については、事務の実態を踏まえて、本年4月1日より、7800円から4,100円に引き下げたところである。</p> <p>なお、臨時開庁手数料については、平成15年4月から構造改革特別区域において、その額を2分の1に軽減したところである。</p> |     |            | c         | -         | <p>税関は、執務時間外の通関需要に対し、臨時開庁の承認を基本的に行うことで365日・24時間対応している。特に、執務時間外における通関需要の多い官署には職員を常駐させて対応しており、成田空港や関西空港のように24時間貨物が動いているところでは、24時間365日対応している。</p> <p>このような体制をとった上で通関需要のない時間帯には、無駄な行政コストを避けるため常駐は行っていない。このように、税関は、需要には的確に対応する体制をとっており、行政コストの面から見ててもこのような体制が適当であると考えている。</p> |



| 管理コード    | 制度の<br>所管官庁 | 項目                          | 要望<br>管理番号 | 要望事項<br>管理番号 | 要望<br>事項<br>補助<br>番号 | 要望主体名  | 要望<br>事項<br>番号 | 要望事項<br>(事項名)               | 具体的<br>要望内容  | 具体的事業の<br>実施内容  | 要望理由   | その他<br>(特記事項) |
|----------|-------------|-----------------------------|------------|--------------|----------------------|--------|----------------|-----------------------------|--|---|--|---------------|
| z0700032 | 財務省         | 通関体制の整備<br>24時間365日体制の実施    | 5042       | 50420006     | 11                   | ソニー(株) | 6              | 通関体制の整備<br>24時間365日体制の実施    | 24時間365日体制の実施は、企業にとつて、商品の短寿命化などから在庫圧縮も含めたコスト削減の必要性が高まっている。そのためにはサプライチェーンマネジメントが重要となり、物流の効率化が不可欠となっている。現状手続きを経て、24時間の通関が可能となっているが、臨時開庁の申請手続きや費用負担が必要となり、リードタイムの点からもコスト増となってしまう。通関の原則24時間365日体制により、夜中に製品が完成しても当日輸出ができるような製造のスケジュールの検討や輸配送メニューの拡大を通じて、リードタイムの短縮や企業にとって最も効率的な生産、物流の整備が促進される。   | ・サプライチェーンマネジメント(リードタイム短縮、在庫圧縮、コスト削減)に加え、設備稼働効率向上、生産性向上などを目的とした、より柔軟な生産、配送体制の構築<br><br>・基本は物ができたらすぐに積み込み消費地に向けて運ぶことが効率的な輸送となる。税関の開庁時間の制限により流れが分断され、開庁時の混雑も起こっている。そのためトラックの待ち時間が増え、延長料金が発生している。24時間の開庁より平準化したオペレーションが可能になると考えられる。 | 港湾・空港の24時間体制の前提となる税関稼働時間は原則、月曜日～金曜日8:30～17:00となっている。上記時間外に輸出入通関を行う場合は、「臨時開庁」を申請する必要があるほか、費用負担が発生する。未だ臨時開庁の特別料金が発生し、コスト増になっている。但し、臨時開庁代は半額特区は格段に安くなっている)となり、以前よりは緩和されている。通関体制の整備により、日本国内に立地する工場の競争力が強化される。最近では、いかにリードタイムを短縮し、在庫圧縮を行なうかが経営リスクの極小化に繋がる。また、東アジアの工場との生産品目による棲み分けがされ、日本の産業の生き残りの手段となっている。高付加価値商品や半導体、キーデバイスの生産と、組み立ての場合、物理的に距離が近いため、週、日単位ではなく、時間単位の調達、生産スケジュールが可能になってくる。「行政需要」については、「臨時」の段階では、こうした企業の生産、物流、販売体制などの抜本的な見直し、拠点の再配置などにつながりにくい。むしろ積極的に24時間化し日本の税関システムの競争力をアピールすることが必要だと考える。また、昨年の回答では行政需要の無い時間帯に職員を常駐させることは税金の無駄遣いになるとされたが、過去の莫大なシステム投資や毎年一定額かかるメンテナンス費用、設備などの投資を最大限に活用するためには、できるだけ長時間稼働させるほうが総合的に見て税金の有効活用につながると考える。        |               |
| z0700033 | 財務省         | 通関体制の整備<br>臨時開庁手続き及び費用負担の撤廃 | 5042       | 50420006     | 21                   | ソニー(株) | 6              | 通関体制の整備<br>臨時開庁手続き及び費用負担の撤廃 | 臨時開庁手続き及び費用負担の撤廃は企業にとって、商品の短寿命化などから在庫圧縮も含めたコスト削減の必要性が高まっている。そのためにはサプライチェーンマネジメントが重要となり、物流の効率化が不可欠となっている。現状手続きを経て、24時間の通関が可能となっているが、臨時開庁の申請手続きや費用負担が必要となり、リードタイムの点からもコスト増となってしまう。通関の原則24時間365日体制により、夜中に製品が完成しても当日輸出ができるような製造のスケジュールの検討や輸配送メニューの拡大を通じて、リードタイムの短縮や企業にとって最も効率的な生産、物流の整備が促進される。 | ・サプライチェーンマネジメント(リードタイム短縮、在庫圧縮、コスト削減)に加え、設備稼働効率向上、生産性向上などを目的とした、より柔軟な生産、配送体制の構築<br><br>・基本は物ができたらすぐに積み込み消費地に向けて運ぶことが効率的な輸送となる。税関の開庁時間の制限により流れが分断され、開庁時の混雑も起こっている。そのためトラックの待ち時間が増え、延長料金が発生している。24時間の開庁より平準化したオペレーションが可能になると考えられる。 | 港湾・空港の24時間体制の前提となる税関稼働時間は原則、月曜日～金曜日8:30～17:00となっている。上記時間外に輸出入通関を行う場合は、「臨時開庁」を申請する必要があるほか、費用負担が発生する。未だ臨時開庁の特別料金が発生し、コスト増になっている。但し、臨時開庁代は半額特区は格段に安くなっている)となり、以前よりは緩和されている。通関体制の整備により、日本国内に立地する工場の競争力が強化される。最近では、いかにリードタイムを短縮し、在庫圧縮を行なうかが経営リスクの極小化に繋がる。また、東アジアの工場との生産品目による棲み分けがされ、日本の産業の生き残りの手段となっている。高付加価値商品や半導体、キーデバイスの生産と、組み立ての棲み分けなどの場合、物理的に距離が近いため、週、日単位ではなく、時間単位の調達、生産スケジュールが可能になってくる。「行政需要」については、「臨時」の段階では、こうした企業の生産、物流、販売体制などの抜本的な見直し、拠点の再配置などにつながりにくい。むしろ積極的に24時間化し日本の税関システムの競争力をアピールすることが必要だと考える。また、昨年の回答では行政需要の無い時間帯に職員を常駐させることは税金の無駄遣いになるとされたが、過去の莫大なシステム投資や毎年一定額かかるメンテナンス費用、設備などの投資を最大限に活用するためには、できるだけ長時間稼働させるほうが総合的に見て税金の有効活用につながると考える。 |               |

| 管理コード    | 制度の<br>所管官庁   | 項目                        | 該当法令等                         | 制度の現状  | 措置の<br>分類 | 措置の<br>内容 | 措置の概要（対応策）   | その他 | 当室からの再検討要請  | 措置の<br>分類 | 措置の<br>内容 | 措置の概要（対応策）  |
|----------|---------------|---------------------------|-------------------------------|--|-----------|-----------|--|-----|---|-----------|-----------|---|
| z0700039 | 財務省           | 包括事前審査商品の輸出税関業務の事後報告制度の導入 | 包括事前審査制度について（通達）              | 輸出者が同一の種類の貨物を継続して輸出している場合には、あらかじめ包括的に審査することにより、迅速な輸出通関を認めるものである。 | c         | -         | 包括事前審査制度を適用した者の輸出申告であっても非違が発見されることがあるため、同制度を適用した貨物についても、輸出申告に際し、必要に応じて審査・検査を行う必要があることから、通関時の審査・検査を完全に放棄し、事後報告制度を導入することは適切ではない。 |     | 要望内容はSCM等でトータルリードタイム短縮の実現を求めているものであり、この点についても具体的な対応策を改めて検討され、示されたい。 | c         | -         | <p>1. 我が国においても、必要な審査・検査を確保できる範囲で通関の迅速化を図ることが重要と考えており、このため、包括事前審査制度を導入し、コンプライアンスの高い輸出者（過去、開税法違反がなく、社内管理体制が整っている等）が同一の貨物を継続して輸出する場合、あらかじめ、包括的に審査を行うことにより、個々の通関時の審査・検査を極力省略化することとしている。</p> <p>また、平成15年2月にコンテナヤード（保税地域）搬入前であっても予備的に輸出申告を認め、税関の書類審査を事前に受けることができる輸出予備審査制度を導入したところである。</p> <p>これらの措置により、リードタイムの削減は十分に図られていると考えている。</p> <p>2. 他方、近年の我が国を取り巻く情勢から武器や大量破壊兵器（部品を含む。）、有害廃棄物等の輸出規制の必要性が高まる中、武器等の輸出規制の実効性を確保することがますます高まっている。武器等他法令該当物品の輸出については、物資所管省庁の許可・承認が必要であるが、この許可・承認を受けていることを水際税関が輸出の許可の際に確認することによって、他法令該当物品の輸出規制の実効性が確保されているものである。</p> <p>このような状況の下で、通関時の審査・検査を放棄し、事後報告制を導入することは適切でない。</p> |
| z0700004 | 総務省、財務省、国土交通省 | 港湾関係諸税ならびに諸料金の適正化         | とん税法第1条、特別とん税法第1条、特別とん譲与税法第1条 | 外国貿易船の開港への入港にはとん税及び特別とん税を課す                                      | f         | -         | 税制改正要望であり、規制緩和にはあたらない  |     |   |           |           |   |

| 管理コード    | 制度の<br>所管官庁   | 項目                        | 要望<br>管理番号 | 要望事項<br>管理番号 | 要望<br>事項<br>補助<br>番号 | 要望主体名      | 要望<br>事項<br>番号 | 要望事項<br>(事項名)             | 具体的<br>要望内容   | 具体的事業の<br>実施内容 | 要望理由   | その他<br>(特記事項) |
|----------|---------------|---------------------------|------------|--------------|----------------------|------------|----------------|---------------------------|---|----------------|--|---------------|
| z0700039 | 財務省           | 包括事前審査商品の輸出税関業務の事後報告制度の導入 | 5081       | 50810006     | 11                   | 松下電器産業(株)  | 6              | 包括事前審査商品の輸出税関業務の事後報告制度の導入 | 包括事前審査商品の輸出税関業務について、事後報告を認めるべきである。(シンガポールや香港では事後報告が認められている)                               |                | 日本の輸出は包括事前審査商品であっても、輸出審査後に船積みをするため、SCM等でトータルリードタイム短縮の阻害要因となり不利益を被っている。   |               |
| z0700004 | 総務省、財務省、国土交通省 | 港湾関係諸税ならびに諸料金の適正化         | 5031       | 50310001     | 11                   | 社団法人日本船主協会 | 1              | 港湾関係諸税ならびに諸料金の適正化         | 港湾関係諸税(とん税、特別とん税、船舶固定資産税)並びに諸料金(入港料、公共岸壁使用料等)の徴収の目的ならびに考え方を明確にした上で、諸外国と同等となるよう制度を適正化すること。 |                | 港湾関係諸税のうち、特に、とん税は諸外国と同様に国税であるにもかかわらず制度は大きく異なる。即ち、諸外国ではとん税の徴収目的が港湾の維持・改修費用など使途が明確化されているが、わが国においては、一般財源に繰り入れられ、目的も使途も不透明であること。また、わが国において、例えば神戸港・名古屋港・東京港の3港に外航船が入港する場合、それら3港全てでとん税が都度徴収されるが、米国などにおいては、とん税の徴収は最初に寄港した港のみで、次港以降は徴収されていないなど、わが国のとん税は国稅的な性格ではなく、手数料的な色彩が強いこと、など。 |               |



| 管理コード    | 制度の<br>所管官庁 | 項目         | 該当法令等 | 制度の現状  | 措置の<br>分類 | 措置の<br>内容  | 措置の概要（対応策） | その他  | 当室からの再検討要請 | 措置の<br>分類 | 措置の<br>内容   | 措置の概要（対応策） |
|----------|-------------|------------|-------|--|-----------|--|------------|--|------------|-----------|---|------------|
| z0700009 | 財務省         | 盗難自動車対策の強化 |       | <p>税関においては、国際組織犯罪等対策推進本部の下、関係省庁と民間団体による官民合同プロジェクトチームに参画し、盗難自動車の不正輸出防止対策に取り組んでいるところである。</p> <p>旅具通関制度においては、本邦から出国する旅客又は船舶若しくは航空機の乗組員（以下、「旅客等」という。）が携帯して輸出する自動車については一人3台まで、3台を超える場合は総価額が30万円程度以下のものに限り旅具通関を認めている（これを超えた場合には一般の輸出手続が必要）。</p> <p>しかし、旅客等が携帯して輸出する自動車については、他の旅具通関とは異なり口頭申告を認めず、「輸出・輸入託送品（携帯品・別送品）申告書」2通を提出することにより申告させ、輸出を許可したときには1通を許可書として申告者に交付している。</p> | b         | <p>旅具通関の対象台数を制限した場合、一般の輸出通関への移行が想定されるが、両者を比較した場合、税関における審査・検査の内容については異なることなく、当該措置によって盗難自動車の不正輸出の取締り上の実効性は変わらないと考えている。</p> <p>なお、旅具通関制度については、現下の情勢を踏まえ、見直しを行っているところであり、本件についても、その中で検討していきたい。</p> |            | 回答では旅具通関制度について見直しとされているが、平成17年度までに実施される事の可否につき改めて検討されたい。 | b          |           | 中古自動車の旅具通関範囲の対象台数の制限については、その実施の可否も含め、旅具通関制度の見直しの中で現在検討中であり、実施の時期について明示することは困難である。 |            |
| z0700009 | 財務省         | 盗難自動車対策の強化 |       | <p>税関においては、国際組織犯罪等対策推進本部の下、関係省庁と民間団体による官民合同プロジェクトチームに参画し、盗難自動車の不正輸出防止対策に取り組んでいるところである。</p> <p>旅具通関制度においては、本邦から出国する旅客又は船舶若しくは航空機の乗組員（以下、「旅客等」という。）が携帯して輸出する自動車については一人3台まで、3台を超える場合は総価額が30万円程度以下のものに限り旅具通関を認めている（これを超えた場合には一般の輸出手続が必要）。</p> <p>しかし、旅客等が携帯して輸出する自動車については、他の旅具通関とは異なり口頭申告を認めず、「輸出・輸入託送品（携帯品・別送品）申告書」2通を提出することにより申告させ、輸出を許可したときには1通を許可書として申告者に交付している。</p> | b         | <p>旅具通関の対象台数を制限した場合、一般の輸出通関への移行が想定されるが、両者を比較した場合、税関における審査・検査の内容については異なることなく、当該措置によって盗難自動車の不正輸出の取締り上の実効性は変わらないと考えている。</p> <p>なお、旅具通関制度については、現下の情勢を踏まえ、見直しを行っているところであり、本件についても、その中で検討していきたい。</p> |            | 回答では旅具通関制度について見直しとされているが、平成17年度までに実施される事の可否につき改めて検討されたい。 | b          |           | 中古自動車の旅具通関範囲の対象台数の制限については、その実施の可否も含め、旅具通関制度の見直しの中で現在検討中であり、実施の時期について明示することは困難である。 |            |

| 管理コード    | 制度の<br>所管官庁 | 項目         | 要望<br>管理番号 | 要望事項<br>管理番号 | 要望<br>事項<br>補助<br>番号 | 要望主体名        | 要望<br>事項<br>番号 | 要望事項<br>(事項名)             | 具体的<br>要望内容   | 具体的事業の<br>実施内容  | 要望理由   | その他<br>(特記事項)   |
|----------|-------------|------------|------------|--------------|----------------------|--------------|----------------|---------------------------|---|---|--|---|
| z0700009 | 財務省         | 盗難自動車対策の強化 | 5034       | 50340023     | 11                   | (社)日本損害保険協会  | 23             | 盗難自動車対策の強化                | 盗難自動車対策については、政府の国際組織犯罪等対策推進本部の下、関係省庁と民間団体による官民合同プロジェクトチームが発足し、不正輸出防止対策など様々な対策が取られつつある。こうした対策の実効性をさらに上げるために、法整備、イモビライザの普及促進等に加え、以下のような 制度の見直し等を図ることが必要である。<br>盗難自動車の海外不正流出防止のための旅具通関対象の制限（船員旅具通関制度の廃止または中古車持ち出し台数制限） | これらの盗難防止対策を施すことにより、自動車盗難件数が減少すれば社会的損失の低減に大きく寄与することになる。<br>(定量的評価は困難であるが、03年度の自動車盗難保険金は約583億円であり、車両保険の普及率35%で単純に計算すると日本全体でおよそ1,600億円の被害と推定できる。仮に被害が1%削減された場合でも、約16億円の効果となる。) | 2003年（暦年）の自動車盗難件数は64,000件を数え、ここ3年続けて60,000件を超えて高止まりの傾向を示している。また、自動車盗難に関する支払保険金は毎年600億円弱に達し、経済的な面からも深刻な社会問題となっている。船員旅具通関制度では、中古自動車を3台まで、簡易な申告で持ち出しが可能となっている。                    |   |
| z0700009 | 財務省         | 盗難自動車対策の強化 | 5078       | 50780051     | 11                   | (社)日本経済団体連合会 | 51             | 盗難自動車の海外不正流出に対する水際阻止対策の推進 | 盗難自動車対策については、政府の国際組織犯罪等対策推進本部の下、関係省庁と民間団体による官民合同プロジェクトチームが発足し、盗難自動車の海外不正流出に対する水際阻止の対策が取られつつある。こうした対策を実効あるものとするためには、法整備やイモビライザの普及促進、IT技術の活用、旅具通関制度の見直し等通関面での対応策の検討、関係省庁間における情報共有化など、更に総合的な対策が不可欠である。                 |   | 2003年（暦年）の自動車盗難件数は過去最悪の64,000件を数え（98年比1.8倍）、ここ3年続けて60,000件を超えて高止まりの傾向を示している。また、自動車盗難に関する支払保険金額でみると、2003年度は約583億円（98年度比約2.4倍）にも達し、深刻な社会問題となっている。<br>自動車盗難件数の減少による社会的コストの低減に繋がる。 | 近年急増している自動車盗難は、専門的かつ組織的な犯罪集団による盗難車の海外売却を狙ったものが多い。防犯や盗難防止装置（イモビライザ等）の普及などを通じた盗難自体の防止が必要であるが、その効果には限界がある。 |

| 管理コード    | 制度の<br>所管官庁 | 項目  | 該当法令等                                   | 制度の現状   | 措置の<br>分類 | 措置の<br>内容 | 措置の概要（対応策）   | その他 | 当室からの再検討要請  | 措置の<br>分類 | 措置の<br>内容 | 措置の概要（対応策）   |
|----------|-------------|---|---|---|-----------|-----------|--|-----|---|-----------|-----------|--|
| z0700010 | 財務省         | 通関における中古車チェックの強化<br>(盗難多発車を中心とした、抹消登録証<br>明書記載の車台番号と中古自動車に刻<br>印された車台番号の照合) |   | 税関においては、国際組織犯罪<br>等対策推進本部の下、関係省庁と<br>民間団体による官民合同プロジェ<br>クトチームに参画し、盗難自動車の<br>不正輸出防止対策に取り組んでい<br>るところである。                       | d         | -         | 税関では、盗難自動車の不正輸<br>出策として、警察や国交省との間に<br>おける盗難自動車や自動車登録<br>情報に係る情報交換の実施、コン<br>テナ大型X線検査装置の配備・有<br>効活用、可能な限り抹消登録証明<br>書原本を提示させる等による厳正<br>な審査・検査の実施等について取<br>り組んでいるところであり、その結<br>果、平成15年197台(前年比、約<br>3割増)、平成16年1月から5月末<br>までに82台(前年同期比、約3割<br>増)の盗難自動車を発見・摘発して<br>いる。<br>また、平成14年7月に公布された<br>道路運送車両法の一部改正法によ<br>り、中古自動車を輸出しようとする<br>者は、税関に対し輸出抹消登録<br>証明書原本の提示が義務付けら<br>れ、偽造した証明書を提示した場<br>合には罰則が適用されるなど、一<br>層の対策強化が図られることとされ<br>ており、現在、国土交通省との間で<br>当該証明書に係る確認方法等につ<br>いて鋭意検討を進めているところ<br>である。<br>税関においては引き続き、関係<br>省庁との連携を図りつつ無許可輸<br>出も含めた水際取締りの強化を<br>図っていく。 |     | 回答では輸出抹消登録証明書<br>の確認方法等について鋭意検討と<br>されているが、要望は中古自動<br>車に刻印された車台番号の照合を<br>求めているものであり、この点につ<br>いての具体的な対応策を改めて検<br>討され、示されたい。                            | d         | -         | 税関では、従来から輸出申告され<br>た中古自動車の検査にあたり、提<br>示された抹消登録証明書原本と当<br>該中古自動車の車台番号等との照<br>合を可能な限り行っており、盗難自<br>動車の疑いが認められた場合に<br>は、警察等に通報しているところ<br>である。今後とも関係省庁との連携を<br>図りつつ、厳正な審査・検査を実施<br>していく。  |
| z0700011 | 財務省         | コンテナ詰込み時における公認検数<br>検定機関による確認の徹底(公認検数<br>検定機関による品名・数量確認、施封<br>の徹底)          | 関税法基本通達<br>67-1-20(輸出<br>貨物のコンテナ<br>扱い) | コンテナを利用して輸出される貨<br>物をコンテナに詰めたまま輸出申<br>告し許可を受けようとする者は、貨<br>物をコンテナに詰め込む前に税関<br>に申し出を行い、コンテナ扱いを<br>適用できることについて確認を受<br>けなくてはならない。 | d         | -         | 盗難自動車を含めて、不正輸出<br>を防止する観点から、コンテナ扱<br>いに際しては、過去に関税法等の<br>違反や税関の審査・検査により法<br>令の規定に従っていない者を適用<br>対象外とするともに、輸出申告時<br>に必要な検査を行っている。更に、<br>道路運送車両法の改正により、平<br>成17年1月からは中古自動車を輸<br>出する場合には、輸出抹消登録<br>証明書の原本の提示が義務付けら<br>れることとなり、税関は審査・検査<br>の際に、この証明書の有無を確認<br>することにより、盗難自動車の不正<br>輸出の取締りを強化していくこと<br>としている。<br>なお、公認検数検定機関がコンテ<br>ナー内の貨物の品名、数量、記号<br>等税関が通関審査上必要と認める<br>事項の確認及び施封を行い、確認<br>した内容を証明した場合には、税関<br>における審査・検査の参考とするこ<br>ととしているところである。   |     | 回答では公認検数検定機関の証<br>明を税関における審査・検査の参<br>考とするとの事であるが、要望はコ<br>テナ積み込み時における公認検数<br>検定機関による品名・数量確認、<br>施封の徹底についてのものであり、<br>この点についての具体的な対応策<br>を改めて検討され、示されたい。 | d         | -         | 輸出コンテナ扱いは、過去に法令<br>違反のない等一定のコンプライア<br>ンス要件を満たす輸出者の貨物に<br>ついて認めているものである。<br>輸出者が貨物をコンテナに積み<br>込む際に公益法人である公認検<br>数・検定機関を利用するか否かは、<br>費用の問題も含め輸出者の判断で<br>あり、行政当局から輸出者に対し、<br>コンテナ詰めの際には、必ず公認<br>検数・検定機関による品名、数量等<br>の確認及び施封を受けるよう指導<br>することは適切ではない。 |

| 管理コード    | 制度の<br>所管官庁 | 項目  | 要望<br>管理番号 | 要望事項<br>管理番号 | 要望<br>事項<br>補助<br>番号 | 要望主体名       | 要望<br>事項<br>番号 | 要望事項<br>(事項名) | 具体的<br>要望内容  | 具体的事業の<br>実施内容  | 要望理由  | その他<br>(特記事項) |
|----------|-------------|---|------------|--------------|----------------------|-------------|----------------|---------------|--|---|---|---------------|
| z0700010 | 財務省         | 通関における中古車チェックの強化(盗難多発車を中心とした、抹消登録証明書記載の車台番号と中古自動車に刻印された車台番号の照合) | 5034       | 50340023     | 21                   | (社)日本損害保険協会 | 23             | 盗難自動車対策の強化    | 盗難自動車対策については、政府の国際組織犯罪等対策推進本部の下、関係省庁と民間団体による官民合同プロジェクトチームが発足し、不正輸出防止対策など様々な対策が取られつつある。こうした対策の実効性をさらに上げるために、法整備、イモビライザの普及促進等に加え、以下のような 制度の見直し等を図ることが必要である。<br>通関における中古車チェックの強化(盗難多発車を中心とした、抹消登録証明書記載の車台番号と中古自動車に刻印された車台番号の照合) | これらの盗難防止対策を施すことにより、自動車盗難件数が減少すれば社会的損失の低減に大きく寄与することになる。<br>(定量的評価は困難であるが、03年度の自動車盗難保険金は約583億円であり、車両保険の普及率35%で単純に計算すると日本全体でおよそ1,600億円の被害と推定できる。仮に被害が1%削減された場合でも、約16億円の効果となる。) | 2003年(暦年)の自動車盗難件数は64,000件を数え、ここ3年続けて60,000件を超えて高止まりの傾向を示している。また、自動車盗難に関する支払保険金は毎年600億円弱に達し、経済的な面からも深刻な社会問題となっている。中古車の輸出については、現在書類チェックのみとなっており、中古車自体への確認が行われていない。              |               |
| z0700011 | 財務省         | コンテナ積込み時における公認検査機関による確認の徹底(公認検査機関による品名・数量確認、施封の徹底)              | 5034       | 50340023     | 31                   | (社)日本損害保険協会 | 23             | 盗難自動車対策の強化    | 盗難自動車対策については、政府の国際組織犯罪等対策推進本部の下、関係省庁と民間団体による官民合同プロジェクトチームが発足し、不正輸出防止対策など様々な対策が取られつつある。こうした対策の実効性をさらに上げるために、法整備、イモビライザの普及促進等に加え、以下のような 制度の見直し等を図ることが必要である。<br>コンテナ積込み時における公認検査機関による確認の徹底(公認検査機関による品名・数量確認、施封の徹底)              | これらの盗難防止対策を施すことにより、自動車盗難件数が減少すれば社会的損失の低減に大きく寄与することになる。<br>(定量的評価は困難であるが、03年度の自動車盗難保険金は約583億円であり、車両保険の普及率35%で単純に計算すると日本全体でおよそ1,600億円の被害と推定できる。仮に被害が1%削減された場合でも、約16億円の効果となる。) | 2003年(暦年)の自動車盗難件数は64,000件を数え、ここ3年続けて60,000件を超えて高止まりの傾向を示している。また、自動車盗難に関する支払保険金は毎年600億円弱に達し、経済的な面からも深刻な社会問題となっている。コンテナへの積み込みの際、盗難車を他の貨物と偽って、または車両本体を解体して積み込むことにより、不正輸出する手口がある。 |               |

| 管理コード    | 制度の<br>所管官庁                                 | 項目              | 該当法令等            | 制度の現状   | 措置の<br>分類 | 措置の<br>内容 | 措置の概要（対応策）   | その他 | 当室からの再検討要請  | 措置の<br>分類 | 措置の<br>内容   | 措置の概要（対応策） |
|----------|---|-----------------|------------------|---|-----------|-----------|--|-----|---|-----------|---|------------|
| z0700034 | 財務省   | 石油税の軽減          | 石油石炭税法第9<br>条第1項 |   | f         | -         | 税制は規制の対象外であり、当該<br>要望は税制上の措置にあたるた<br>め、検討要請事項の対象とはなり<br>得ない。   |     |   |           |   |            |
| z0700005 | 法務省、財務省、<br>厚生労働省、農林<br>水産省、経済産業<br>省、国土交通省 | 輸出入・港湾諸手続の簡素化促進 |                  | 関税法以外の法令の規定によ<br>り、輸出入に関して許可、承認が必<br>要な場合には、輸出入申告の際に<br>当該許可、承認を受けている旨を<br>税関に証明しなければならない。<br>外国貿易船の開港への入出港に<br>際し、関税法の規定により入出港<br>手続にかかる書類を税関に提出し<br>なければならない。 | b         |           | 1. 手続の見直しについては、規制<br>改革・民間開放推進3か年計画に<br>おいて、シングルウィンドウ化の成<br>果と問題点を踏まえ、申請手続や<br>申請書類の徹底した省略、簡素化<br>を図り、速やかにワンストップサー<br>ビスの一層の推進を図ることとして<br>おり、関係者の意見をふまえて、業<br>務・システムの最適化計画を平成<br>17年度末までのできる限り早期に<br>策定するよう、関係府省と検討を進<br>めているところである。<br><br>2. また、手続の簡素化、国際標準<br>への準拠の一環として、外国船舶<br>の入出港に関する手続や必要書類<br>の簡易化を図ることを内容とする<br>「国際海運の簡易化に関する条約<br>（仮称）（FAL条約）」の平成16年度<br>中の批准に向け関係府省は一体と<br>なって取り組んでいるところである。 |     | 業務・システムの最適化計画の策<br>定を平成16年度までに実施するこ<br>との可否について改めて検討され、<br>実施時期を明確化されたい。16年<br>度中に策定困難とされる理由あら<br>ば具体的に示されたい。 | b         | 輸出入及び港湾・空港関係業務等の最適化<br>計画等の策定については、平成15年7月に策<br>定された「電子政府構築計画」において、先<br>ず、平成16年度に税関システム等のレガシー<br>システムに係る刷新可能性調査を実施し、次<br>に最適化に係る見直し方針を策定した後、<br>平成17年度末までのできる限り早期に最適化<br>計画を策定するとの実施スケジュールが定め<br>られている。これらの検討にあたっては、<br><br>税関システムの刷新可能性調査は、外部専<br>門家に委託して調査を行っており、NACCSに<br>ついては、官民業務の分離や海上システムと<br>航空システムとの統合の可能性についても検<br>討しているため、調査内容が多岐にわたり、<br>調査結果の取りまとめは平成16年度になるこ<br>と<br>最適化に係る見直し方針及び最適化計画<br>については、刷新可能性調査の調査結果に<br>基づきシステム全体のあり方や業務のあり方<br>を含めて検討し、また、関係府省と意見調整<br>及びパブリックコメント等を通じて利用者等の<br>意見を十分に踏まえつつ検討し、策定する必<br>要があること<br><br>から、輸出入及び港湾・空港関係手続に係<br>る最適化計画の策定を平成16年度中に実施す<br>ることは困難であり、平成17年度にならざる<br>を得ないが、平成17年度末までのできる限り<br>早期に策定すべく努力したい。 |            |



| 管理コード    | 制度の<br>所管官庁                     | 項目              | 要望<br>管理番号 | 要望事項<br>管理番号 | 要望<br>事項<br>補助<br>番号 | 要望主体名        | 要望<br>事項<br>番号 | 要望事項<br>(事項名)   | 具体的<br>要望内容  | 具体的事業の<br>実施内容 | 要望理由   | その他<br>(特記事項)   |   |
|----------|---------------------------------|-----------------|------------|--------------|----------------------|--------------|----------------|-----------------|--|----------------|--|---|---|
| z0700034 | 財務省                             | 石油税の軽減          | 5043       | 50430003     | 11                   | 日本製紙連合会      | 3              | 石油税の軽減          | 現行石油税率では2,040円/KLであるが、軽減して欲しい。   |                | 現行の石油税率では1KL当りの税額は2,040円で、ハイサルファーC重油の高税率による税額の2,812円/KLと合わせると4,852円にもなる。                                     |   |   |
| z0700005 | 法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省 | 輸出入・港湾諸手続の簡素化促進 | 5078       | 50780048     | 11                   | (社)日本経済団体連合会 | 48             | 輸出入・港湾諸手続の簡素化促進 | <p>2003年7月に、輸出入・港湾関連手続のシングルウィンドウシステムが供用開始されたが、現行の申請書類の徹底した簡素化など、電子化に先立って行うべき輸出入・港湾諸手続全般の業務改革(BPR)については未だ不十分である。</p> <p>ワンストップサービスの実現に当たっては、まず、(1)民間事業者の意見聴取に基づき、提出の必要性が疑われる申請を徹底的に抽出すること、(2)申請の中で削除できる項目を可能な限り削除すること、(3)省庁間での共通項目を標準化、統一化すること、が必要不可欠である。その上で、全ての手続を統合し、1回の入力・送信で複数の申請を可能とするシステムの整備に向け、全関係省庁は強力な連携・協議を重ねて取り組むべきである。</p> |                | 例えば、シングルウィンドウ化により、複数の官庁で共通する手続について同時に送信することが可能となったものは、入・出港届等、ほんの一握りに過ぎず、従来通り各省庁ごとの手続や紙ベースでの手続が残されているのが現状である。 | <p>従って、シングルウィンドウシステムが運用開始されたものの、現状では真のワンストップサービスにはなっておらず、輸出入・港湾諸手続の簡素化、物流効率化、ひいては産業競争力強化の支障となることが懸念される。</p> | 港湾・輸出入手続に係る各省庁の協力のもと、2003年7月から港湾・輸出入手続のシングルウィンドウシステムが運用を開始したが、これは単に既存のシステムが接続されただけのものであり、予てより産業界が要望してきた諸手続の見直しおよび簡素化を反映したものととはなっていない。 |

| 管理コード    | 制度の<br>所管官庁                                 | 項目                                   | 該当法令等  | 制度の現状   | 措置の<br>分類 | 措置の<br>内容 | 措置の概要（対応策）  | その他 | 当室からの再検討要請   | 措置の<br>分類 | 措置の<br>内容  | 措置の概要（対応策）  |
|----------|---|--------------------------------------|--|---|-----------|-----------|---|-----|--|-----------|--|---|
| z0700005 | 法務省、財務省、<br>厚生労働省、農林<br>水産省、経済産業<br>省、国土交通省 | 輸出入・港湾諸手続の簡素化促進                      |  | 関税法以外の法令の規定により、輸出入に関して許可、承認が必要な場合には、輸出入申告の際に当該許可、承認を受けている旨を税関に証明しなければならない。<br>外国貿易船の開港への入出港に際し、関税法の規定により入出港手続にかかる書類を税関に提出しなければならない。 | b         |           | 1. 手続の見直しについては、規制改革・民間開放推進3か年計画において、シングルウィンドウ化の成果と問題点を踏まえ、申請手続や申請書類の徹底した省略、簡素化を図り、速やかにワンストップサービスの一層の推進を図ることとしており、関係者の意見をふまえて、業務・システムの最適化計画を平成17年度末までのできる限り早期に策定するよう、関係府省と検討を進めているところである。<br>2. また、手続の簡素化、国際標準への準拠の一環として、外国船舶の入出港に関する手続や必要書類の簡易化を図ることを内容とする「国際海運の簡易化に関する条約（仮称）（FAL条約）」の平成16年度中の批准に向け関係省庁は一体となって取り組んでいるところである。  |     | 業務・システムの最適化計画の策定を平成16年度までに実施することの可否について改めて検討され、実施時期を明確化されたい。16年度中に策定困難とされる理由あらは具体的に示されたい。  | b         |  | 輸出入及び港湾・空港関係業務等の最適化計画等の策定については、平成15年7月に策定された「電子政府構築計画」において、先ず、平成16年度に税関システム等のレガシーシステムに係る刷新可能性調査を実施し、次に最適化に係る見直し方針を策定した後に、平成17年度末までのできる限り早期に最適化計画を策定するとの実施スケジュールが定められている。これらの検討にあたっては、<br><br>税関システムの刷新可能性調査は、外部専門家に委託して調査を行っており、NACCSについては、官民業務の分離や海上システムと航空システムとの統合の可能性についても検討しているため、調査内容が多岐にわたり、調査結果の取りまとめは平成16年度になること。<br>最適化に係る見直し方針及び最適化計画については、刷新可能性調査の調査結果に基づきシステム全体のあり方や業務のあり方を含めて検討し、また、関係府省と意見調整及びフィードバックコメント等を通じて利用者等の意見を十分に踏まえつつ検討し、策定する必要があること<br><br>から、輸出入及び港湾・空港関係手続に係る最適化計画の策定を平成16年度中に実施することは困難であり、平成17年度にならざるを得ないが、平成17年度末までのできる限り早期に策定すべく努力したい。 |
| z0700018 | 警察庁、総務省、<br>財務省、国土交通<br>省                   | 自動車の生産・販売・流通に伴って必要となる諸行政手続の電子化の早期実現等 | 道路運送車両法第7条、第12条、第13条、第15条、第59条、第62条、第97条の2第1項、地方税法第699条の11、地方税法第151条、第151条の2、第152条、自動車重量税法第8条、第10条、第10条の2、自動車の保管場所の確保等に関する法律第4条、第5条、第6条、第7条、第13条、自動車損害賠償保障法第9条、道路運送車両法第22条及び平成13年11月6日付国自管61号通達「登録事項等証明書交付請求者及び自動車検査証再交付申請者等に対する本人確認の実施について」 | 自動車保有関係手続は、自動車の検査・登録を受けるために、運輸支局その他、市役所等、警察署、都道府県税事務所等、それぞれの行政機関に向いて手続を行う必要がある。   | a         |           | 自動車保有に関する手続（検査・登録、保管場所証明、自動車関係諸税等の納付等）のワンストップサービスによる電子化については、道路運送車両法等を改正する法律を平成16年5月に公布されたところであり、平成17年12月にはシステム稼働を開始することとしている。このワンストップサービス化によって複数の行政機関に向くことなく、各行政機関への手続が一括して行えることとなり記入事項の一本化等、申請手続の合理化が図られることとなる。その際、入力項目を集約した申請画面や税・手数料のまとめ払いの機能を持たせることとしている他、代行申請や申請自体もまとめて行うための機能についても設ける方向で検討するなど、大量に自動車を保有する方にも配慮したシステム構築を行っているところ。<br>なお、軽自動車については、登録車のワンストップサービス化の進展状況等を見ながら関係機関と調整を行うこととしているが、ワンストップサービス化するには、申請者負担の軽減が図られるようにする方向で検討している。<br>自賠責保険の付保確認は電子的に行う方向で検討している。<br>登録事項等証明書に関する手続きの電子化については、自動車保有関係手続のワンストップサービスの運用開始に間に合うように、利便性の向上や個人情報の保護等の観点から検討する。 |     | 要望者は添付資料記載事項についての電子化も要望しており、当該項目の電子化について、平成17年度までに措置することの可否について、その理由も含めて回答されたい。<br>軽自動車に係るワンストップサービス化について、登録者のワンストップサービス化と同じ時期に実施することの可否について、その理由も含めて回答されたい。 | a         | すべての関係機関にまたがるワンストップサービスの基本的な手続であり、ワンストップ化による申請者の利便性向上の効果も大きい新車の新規登録（型式指定車）を対象として平成17年12月から自動車保有関係手続のワンストップサービスを稼働させることとしており、これにより、各種税の納付手続の電子化や保管場所証明手続の電子化等が可能となる。その他の対象手続の電子化については、システムの安定稼働や関係機関の対応状況等を勘案して、平成20年を目途に段階的にワンストップサービス化を進めることとしている。<br>軽自動車についてワンストップサービス化するには、軽自動車検査協会がワンストップサービスに対応したシステムを構築する必要がある。また、全国で3,000団体を超える市町村の中には、電算化していない市町村もあり、電算化している市町村もそれぞれが独自に異なるシステムを構築し課税事務を行っているためにそれぞれのシステムをワンストップサービスに対応させるため改修などの対応が必要である。さらに、市町村は人口規模・軽自動車の台数等の実態に大きく差異があるため、ワンストップサービスの運用に係る経費等を考え、軽自動車収入額に対するコストを低くするために、登録自動車での進捗状況や安定状況を踏まえてから調整することとしているところである。以上により、登録車と同時期の実施は不可能である。 |   |

| 管理コード    | 制度の<br>所管官庁                     | 項目                                   | 要望<br>管理番号 | 要望事項<br>管理番号 | 要望<br>事項<br>補助<br>番号 | 要望主体名        | 要望<br>事項<br>番号 | 要望事項<br>(事項名)                        | 具体的<br>要望内容  | 具体的事業の<br>実施内容   | 要望理由  | その他<br>(特記事項) |
|----------|---------------------------------|--------------------------------------|------------|--------------|----------------------|--------------|----------------|--------------------------------------|--|--|---|---------------|
| z0700005 | 法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省 | 輸出入・港湾諸手続の簡素化促進                      | 5031       | 50310003     | 11                   | 社団法人日本船主協会   | 3              | 港湾・輸出入手続き等の一層の簡素化                    | 全ての港湾・輸出入関連手続を対象として、申請の必要性が失われたもの、申請の中で削除できる項目、さらに省庁間に共通する項目の標準化、統一化できるものを抽出した上で、申請手続を徹底的に削減・簡素化するよう要望する。  |  | 2003年7月23日より輸出入・港湾諸手続のシングルウィンドウ化が関係省庁により実現されているが、実態は各種申請・手続の見直しや簡素化がなされず、単に既存のシステムが接続されただけのものであるため、利便性の向上には結びついていない。従って、全ての関連手続を対象として、申請の必要性が失われたもの、申請の中で削除できる項目、更に省庁間に共通する項目の標準化、統一化できるものを抽出した上で、申請手続を徹底的に削減・簡素化することを要望する。 |               |
| z0700018 | 警察庁、総務省、財務省、国土交通省               | 自動車の生産・販売・流通に伴って必要となる諸行政手続の電子化の早期実現等 | 5039       | 50390034     | 11                   | 社団法人 リース事業協会 | 34             | 自動車の生産・販売・流通に伴って必要となる諸行政手続の電子化の早期実現等 | 自動車の生産・販売・流通に伴って必要となる諸行政手続（検査・登録～国、車庫証明・納税～地方、自賠責保険確認～国）等の電子化は、規制改革推進3か年計画において、平成17年を目標に稼働開始（平成15年目途に一部地方公共団体で試験運用）となっているが、これを実現するため、添付資料記載の事項を含め早急に検討・具体化していくこと。なお、試験運用を行う際、大量の自動車を所有するリース会社の事務手続等を考慮して、その運用に当たっての検討等を行うこと。 | 電子化により、申請項目の共通化・統一化と申請に必要な添付書類の削減化ができれば、自動車関連業界の生産・販売・流通に係わる申請及び手続代行コストは大幅に軽減され、その軽減分を直接部門へ投入することで新たな自動車リース市場の開拓が促進され、経済活性化に資する。 | 手続申請の電子化がなされていないため、その手続を申請もしくは代行申請をする自動車関連業界（自動車リース業界も含む）に多大な負担を強いている。また、リース会社の税の申告・納付事務等は膨大であり、これらの事務作業の効率化、円滑化の観点から、電子化（書式の全国統一化）を図る必要があると考えられる。電子化の検討に際しては、利用者の意見を十分に反映させることによって、電子化による混乱等が生じないよう配慮する必要がある。              |               |

| 管理コード    | 制度の<br>所管官庁               | 項目   | 該当法令等   | 制度の現状   | 措置の<br>分類 | 措置の<br>内容   | 措置の概要（対応策） | その他   | 当室からの再検討要請 | 措置の<br>分類  | 措置の<br>内容 | 措置の概要（対応策） |
|----------|---------------------------|--|---|---|-----------|---|------------|---|------------|--|-----------|------------|
| z0700018 | 警察庁、総務省、<br>財務省、国土交通<br>省 | 自動車の生産・販売・流通に伴って必要<br>となる諸行政手続の電子化の早期実現<br>等 | 道路運送車両<br>法第7条、第12<br>条、第13条、第15<br>条、第59条、第62<br>条、第97条の2第<br>11項、 地方税法<br>第699条の11 地<br>方税法第151条、<br>第151条の2、第<br>152条 自動車重<br>量税法第8条、第<br>10条、第10条の<br>2 自動車の保管<br>場所の確保等に<br>関する法律第4<br>条、第5条、第6<br>条、第7条、第13<br>条 自動車損害<br>賠償保障法第9条<br>道路運送車両<br>法第22条及び平<br>成13年11月6日付<br>国自管61号通<br>達「登録事項等証<br>明書交付請求者<br>及び自動車検査<br>証再交付申請者<br>等に対する本人確<br>認の実施につい<br>て」 | 自動車保有関係手続は、自動車の<br>検査・登録を受けるために、運輸支<br>局等の他、市役所等、警察署、都<br>道府県税事務所等、それぞれの行<br>政機関に向いて手続を行う必要<br>がある。   | a         | 自動車保有に関する手続（検査・登録、保<br>管場所証明、自動車関係諸税等の納付等）の<br>ワンストップサービスによる電子化につい<br>ては、道路運送車両法等を改正する法律を平<br>成16年5月に公布されたところであり、平成1<br>7年12月にはシステム稼働を開始すること<br>としている。このワンストップサービスによ<br>って複数の行政機関に向くことなく、各行政機<br>関への手続が一括して行えることとなり記入事<br>項の一本化等、申請手続の合理化が図られ<br>ることとなる。その際、入力項目を集約した申<br>請画面や税・手数料のまとめ払いの機能を持<br>たせることとしている他、代行申請や申請自<br>体もまとめて行うための機能についても設け<br>る方向で検討するなど、大量に自動車を保<br>有する方にも配慮したシステム構築を行って<br>いくところ。<br>なお、軽自動車については、登録車のワン<br>ストップサービス化の進展状況等を見ながら<br>関係機関と調整を行うこととしているが、ワ<br>ンストップサービス化するには、申請者負担<br>の軽減が図られるよう方向で検討して<br>いる。<br>自賠責保険の付保確認は電子的に行う方<br>向で検討している。<br>登録事項等証明書に関する手続きの電子<br>化については、自動車保有関係手続きのワ<br>ンストップサービスの運用開始に間に合うよ<br>うに、利便性の向上や個人情報保護等の<br>観点から検討する。 |            | 要望者は添付資料記載事項に<br>ついての電子化も要望しており、当<br>該項目の電子化について、平成17<br>年度までに措置することの可否に<br>ついて、その理由も含めて回答され<br>たい。<br>軽自動車に係るワンストップサー<br>ビス化について、登録者のワン<br>ストップサービス化と同じ時期に実施<br>することの可否について、その理由<br>も含めて回答されたい。                              | a          | すべての関係機関にまたがるワンストップ<br>サービスの基本的な手続であり、ワンストップ<br>化による申請者の利便性向上の効果も大き<br>い新車の新規登録（型式指定車）を対象とし<br>て平成17年12月から自動車保有関係手続<br>のワンストップサービスを稼働させることに<br>しており、これにより、各種税の納付手続の電<br>子化や保管場所証明手続の電子化等が可能<br>となる。その他の対象手続の電子化につい<br>ては、システムの安定稼働や関係機関の対応状<br>況等を勘案して、平成20年を目途に段階的<br>にワンストップサービス化を進めることとして<br>いる。<br>軽自動車についてワンストップサービス化<br>するには、軽自動車検査協会がワンストップ<br>サービスに対応したシステムを構築する必<br>要がある。また、全国で3,000団体を超え<br>る市町村の中には、電算化していない市町村<br>もあり、電算化している市町村もそれぞれが<br>独自に異なるシステムを構築し課税事務を<br>行っているためにそれぞれのシステムをワ<br>ンストップサービスに対応させるため改修など<br>の対応が必要である。さらに、市町村は人口<br>規模・軽自動車の台数等の実態に大きく差異<br>があるため、ワンストップサービスの運用に<br>係る経費等を考え、軽自動車税収入額に対<br>するコストを低くするために、登録自動車<br>の進捗状況や安定状況を踏まえてから調整<br>することとしているところである。以上により、<br>登録車と同時期の実施は不可能である。   |           |            |
| z0700030 | 財務省                       | Sea NACCSとAir NACCSの統合                       |   | NACCS（通関情報処理システム）<br>は、税関手続及びこれに密接に関<br>連する民間業務を処理する官民共<br>同利用システムであり、航空貨物<br>通関情報処理システム（Air-<br>NACCS）と海上貨物通関情報処理<br>システム（Sea-NACCS）の2つのシ<br>ステムが稼働している。 | b         | 税関システムの刷新可能性調査は、外部専<br>門家に委託して調査を行っており、NACCSに<br>ついては、官民業務の分離や海上システムと<br>航空システムとの統合の可能性についても検<br>討しているところである。<br>これらの調査は調査内容が多岐にわたるた<br>め、調査結果の取りまとめは平成16年度にな<br>る。<br>最適化計画の策定にあたっては、<br>この調査結果を踏まえた税関システム全体<br>のあり方や業務のあり方を含めて検討するも<br>のであること。<br>NACCSは多数の官民のシステムとの連携<br>が図られており、引き続き利用者利便に十分<br>に配慮し、関係システムとの整合性を確保す<br>る必要があり、多数の関係者と意見調整を固<br>める必要があること<br>税関システムの最適化計画に加え、NACCS<br>を含む輸出入及び港湾・空港手続関係業務・<br>システムの最適化計画も策定する必要があ<br>り、関係府省と意見調整を図る必要があるこ<br>と<br>から、税関システムの最適化計画の策定は平<br>成17年度にならざるを得ないが、平成17年<br>度末までのできる限り早期に策定すべく努力<br>したい。   |            | 要望主体からも「最適化計画の策<br>定は平成17年度にならざるを得<br>ないとのことであるが、近隣諸国と<br>の物流コスト低減競争の激化など<br>を踏まえ一刻も早く策定すべきであ<br>る。その上で『平成17年度末まで<br>のできるだけ早期に策定』とある<br>が、時期を早めた上で具体的にいつ<br>までに策定するかを明示されたい<br>。」とあり、平成16年度中に策定<br>困難とされる理由があれば具体的に<br>示されたい。 | b          | 税関システムの最適化計画等の策定につい<br>ては、平成15年7月に策定された「電子政府<br>構築計画」において、まず、平成16年度にレ<br>ガシーシステムである税関システムの刷新可<br>能性調査を実施し、次に最適化に係る見直し<br>方針を策定した後に、平成17年度末までの<br>できる限り早期に最適化計画を策定するとの<br>実施スケジュールが定められている。これらの<br>検討にあたっては、<br>税関システムの刷新可能性調査は、外部専<br>門家に委託して調査を行っており、NACCSに<br>ついては、官民業務の分離や海上システムと<br>航空システムとの統合の可能性についても検<br>討しているため、調査内容が多岐にわたり、<br>調査結果の取りまとめは平成16年度になるこ<br>と<br>最適化に係る見直し方針及び最適化計画<br>については、刷新可能性調査の調査結果に<br>基づきシステム全体のあり方や業務のあり方<br>を含めて検討するものであること。<br>NACCSは多数の官民のシステムとの連携<br>が図られており、引き続き利用者利便に十分<br>に配慮し、関係システムとの整合性を確保す<br>る必要があり、多数の関係者と意見調整を固<br>める必要があること。<br>税関システムの最適化計画に加え、NACCS<br>を含む輸出入及び港湾・空港手続関係業務・<br>システムの最適化計画も策定する必要があ<br>り、関係府省と意見調整及び（ブ）リックコメ<br>ント等を通じて利用者等の意見を十分に踏ま<br>えつつ検討し、策定する必要があること<br>から、税関システムの最適化計画の策定を平<br>成16年度中に実施することは困難であり、平<br>成17年度にならざるを得ないが、平成17年<br>度末までのできる限り早期に策定すべく努力<br>したい。 |           |            |

| 管理コード    | 制度の<br>所管官庁               | 項目   | 要望<br>管理番号 | 要望事項<br>管理番号 | 要望<br>事項<br>補助<br>番号 | 要望主体名  | 要望<br>事項<br>番号 | 要望事項<br>(事項名)                                | 具体的<br>要望内容  | 具体的事業の<br>実施内容   | 要望理由   | その他<br>(特記事項) |
|----------|---------------------------|--|------------|--------------|----------------------|--------|----------------|--|--|--|--|---------------|
| z0700018 | 警察庁、総務<br>省、財務省、国<br>土交通省 | 自動車の生産・販売・流通に伴って<br>必要となる諸行政手続の電子化の<br>早期実現等 | 5040       | 50400032     | 11                   | オリックス  | 32             | 自動車の生産・販売・流通に伴って必要<br>となる諸行政手続の電子化の早期実現<br>等 | 自動車の生産・販売・流通に伴って必要<br>となる諸行政手続(検査・登録-国、車<br>庫証明・納税-地方、自賠責保険確認<br>-国)等の電子化は、規制改革推進3か<br>年計画において、平成17年を目標に稼<br>働開始(平成15年目途に一部地方公共<br>団体に試験運用)となっているが、これ<br>を実現するため、添付資料記載の事項<br>を含め早急に検討・具体化していくこと。<br>なお、試験運用を行う際、大量の自動車<br>を所有するリース会社の事務手続等を<br>考慮して、その運用に当たっての検討等<br>を行うこと。 | 電子化により、申請項目の共通化・統一<br>化と申請に必要な添付書類の削減化が<br>できれば、自動車関連業界の生産・販<br>売・流通に係わる申請及び手続代行コ<br>ストは大幅に軽減され、その軽減分を直<br>接部門へ投入することで新たな自動車<br>リース市場の開拓が促進され、経済活<br>性化に資する。 | 手続申請の電子化がなされていないた<br>め、その手続を申請もしくは代行申請を<br>する自動車関連業界(自動車リース業<br>界も含む)に多大な負担を強いている。<br>また、リース会社の税の申告・納付事務<br>等は膨大であり、これらの事務作業の効<br>率化、円滑化の観点から、電子化(書式<br>の全国統一化)を図る必要があると考え<br>られる。電子化の検討に際しては、利<br>用者の意見を十分に反映させることに<br>よって、電子化による混乱等が生じない<br>よう配慮する必要がある。   |               |
| z0700030 | 財務省                       | Sea NACCSとAir NACCSの統合                       | 5042       | 50420004     | 11                   | ソニー(株) | 4              | Sea NACCSとAir NACCSの統合                       | Sea NACCSとAir NACCSのシステム統<br>合を含むシステム最適化計画策定の前<br>倒し   | メンテナンス等のコスト及び工数削減  | Sea NACCSとAir NACCSは同じ税関の<br>システムにも係らず、それぞれの運用形<br>態をとっており、海上と航空の通関にそ<br>れぞれのシステムを持っている。Sea<br>NACCSとAir NACCSは海上と航空の通<br>関にそれぞれのシステム構造を持って<br>いる。そのため、システム変更などによ<br>り企業側でインターフェースを取るとき<br>にそれぞれ別の対応が必要となり、膨大<br>なコストがかかっている。工数も倍かか<br>ることになるため利用者の負担をできる<br>だけ少なくする方向で統合を望む。<br>(2000年にインターフェースを取った際<br>には数千万円を投資)。昨年の回答で<br>は、上記統合の検討を含む、税関システ<br>ムの刷新可能性調査の実施及び最適<br>化計画の策定が平成17年度にならざる<br>を得ないとのことであったが、近隣諸国<br>との物流コスト低減競争はますます激化<br>しており、一刻も早いシステム刷新計画<br>の策定と実施が望まれる。 |               |



| 管理コード    | 制度の<br>所管官庁 | 項目                | 該当法令等       | 制度の現状  | 措置の<br>分類 | 措置の<br>内容 | 措置の概要（対応策）  | その他 | 当室からの再検討要請  | 措置の<br>分類 | 措置の<br>内容 | 措置の概要（対応策）  |
|----------|-------------|-------------------|-------------|--|-----------|-----------|---|-----|---|-----------|-----------|---|
| z0700003 | 財務省         | 税務相談の自由化          |             | <p>税理士又は税理士法人でない者は、税理士業務を行ってはならない（税理士法第52条）とされており、税理士業務のうちの「税務相談」は、税務官公署に対する申告等、税務官公署に対する主張若しくは陳述、又は申告書等の作成に関し、租税の課税標準等の計算に関する事項について相談に応ずることをいう（税理士法第2条第1項第3号）とされている。</p> <p>なお、税理士又は税理士法人でない者が税理士業務を行った場合は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する（税理士法第59条）とされている。</p> | c         | -         | <p>税理士法においては、納税義務者の信頼にこたえ、納税義務の適正な実現を図るため、税務に関する専門家としての能力・見識を有する者に対して税理士の資格を与え、その者に税務相談等の税理士業務を独占的に行わせているところである。</p> <p>このような税理士法の趣旨に鑑みれば、税理士業務を行う能力的担保等のない者が、税理士業務を行うことを認めることは、国民に不測の損害を与えかねず、又、納税義務の適正な実現を図ることができなくなり、相当ではない。</p> |     | <p>要望内容は、「税理士業務の自由化」ではなく「税務相談の自由化」として、税理士以外で専門的知識を有する者が税務相談を行うことができるよう求めているものであり、この点についての具体的な対応策を改めて検討され、示されたい。</p> <p>上記を踏まえた実施時期について、その時期となる理由も含め具体的に示されたい。</p> | c         | -         | <p>税理士は、税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念に沿って、納税義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図ることを使命としており（税理士法第1条）、税理士業務（税務代理、税務書類の作成及び税務相談）の遂行が、国、地方公共団体及び納税者に及ぼす影響は極めて大きく、その業務の公共性が強いことから、税理士以外の者は税理士業務を行ってはならないとされている（税理士法第52条）ものである。</p> <p>また、このような公共的使命の遂行を担保するため、税理士法上、脱</p> |
| z0700012 | 財務省         | 債権流動化の消費税の取扱いについて | 消費税法施行令第48条 |  | f         | -         | <p>税制は規制の対象外であり、当該要望は税制上の措置にあたるため、検討要請事項の対象とはなり得ない。</p>   |     |   |           |           |   |

| 管理コード    | 制度の<br>所管官庁 | 項目                | 要望<br>管理番号 | 要望事項<br>管理番号 | 要望<br>事項<br>補助<br>番号 | 要望主体名        | 要望<br>事項<br>番号 | 要望事項<br>(事項名)     | 具体的<br>要望内容  | 具体的事業の<br>実施内容  | 要望理由   | その他<br>(特記事項) |
|----------|-------------|-------------------|------------|--------------|----------------------|--------------|----------------|-------------------|--|---|--|---------------|
| z0700003 | 財務省         | 税務相談の自由化          | 5010       | 50100002     | 11                   | 宮崎信幸         | 2              | 税務相談の自由化          | 誰でもが、有料・無料に拘らず、税務相談をすることができるようにする。   | 税理士や税理士法人でなくても、税務相談を行うことができるようにすることにより、より多くの相談の機会を国民に提供できる。 | 現在のところ、税理士業務の一つである税務相談は、有料・無料に拘らず、税理士又は税理士法人でなければ行ってはならないと規定されている。この規制は、国民にとっては何ら利益とならない。有料・無料に拘らず、より多くの税務相談の機会を国民に提供し、有益か無益かは国民が判断し利用できるようにすることが国民の利益につながる。 |               |
| z0700012 | 財務省         | 債権流動化の消費税の取扱いについて | 5039       | 50390019     | 11                   | 社団法人 リース事業協会 | 19             | 債権流動化の消費税の取扱いについて | リース料債権をSPCに譲渡して対価として得た金銭債権の譲渡（譲渡方式流動化）は、国税当局の解釈によれば、消費税法上「その他の金銭債権」として非課税売上にあたる。この指摘に従うと、オリジネーターの課税売上割合（課税売上高 / (課税売上高 + 非課税売上高)）が低下することにより、消費税の仕入税額控除額が減少し、結果として消費税の納付額が増加する。資金調達のスキームの一環として債権譲渡を実行する場合には、非課税売上扱いしないという例外規定を設けるべきである。割賦債権の流動化についても、不透明な面があるので、同様に例外規定を設けるべきである。 | 安定的な債権流動化が可能となる   | 資金調達の一環として行われた債権譲渡に対して、形式的に課税すべきではない。  |               |

| 管理コード    | 制度の<br>所管官庁 | 項目                                  | 該当法令等              | 制度の現状  | 措置の<br>分類 | 措置の<br>内容 | 措置の概要（対応策）   | その他 | 当室からの再検討要請  | 措置の<br>分類 | 措置の<br>内容   | 措置の概要（対応策） |
|----------|-------------|-------------------------------------|--------------------|--|-----------|-----------|--|-----|---|-----------|---|------------|
| z0700013 | 財務省         | 短期社債等に関する支払調書について                   | 租税特別措置法<br>第41条の12 |  | f         | -         | 税制は規制の対象外であり、当該<br>要望は税制上の措置にあたるた<br>め、検討要請事項の対象とはなり<br>得ない。 |     |   |           |   |            |
| z0700014 | 全庁          | 国・地方自治体向け金銭債権の証券化<br>に係る債権譲渡禁止特約の解除 |                    | 平成14年4月より売掛債権担保融<br>資保証制度を利用する場合におけ<br>る譲渡禁止特約の解除を実施済。 | d         | -         | 平成14年4月より売掛債権担保融<br>資保証制度を利用する場合におけ<br>る譲渡禁止特約の解除を実施済。       |     | <p>要望者から下記のとおり意見が<br/>提出されていることを踏まえ、譲渡<br/>禁止特約の解除の対象となる契約<br/>及び譲渡対象者（特別目的会社、<br/>特定債権等譲渡業者等を含む）の<br/>更なる拡大の可否について、その<br/>理由も含めて、回答いただきたい。<br/>の検討を踏まえ、平成17年<br/>度までに措置することの可否につ<br/>いて、その理由も含めて、回答いた<br/>だきたい。</p> <p>(要望者再意見)<br/>「資産流動化のため、早急に債権<br/>譲渡禁止特約の解除の対象となる<br/>契約（リース契約等）及び譲渡対象<br/>者の拡大（特別目的会社、特定債<br/>権等譲渡業者等）を望む（なお、経<br/>済産業省においては本年7月から<br/>譲渡対象者の拡大が行われている）<br/>。また、各省庁によって対応が<br/>異なっており（措置済み、検討中、<br/>対応可、対応不可）、前述の要望<br/>が実現される形での統一的な対応<br/>が望まれる。なお、一部の省庁の<br/>回答では「売掛債権担保融資制度」<br/>を利用する場合における譲渡禁止<br/>特約の解除を行ったことをもって、<br/>本要望に対する回答を「現行法制<br/>で対応可」等との回答があるが、前<br/>述の要望趣旨を踏まえ、再度の回<br/>答が望まれる。」</p> | b         | 本年7月に経済産業省が実施した<br>債権譲渡禁止特約の解除の対象と<br>なる契約（リース契約等）及び譲渡<br>対象者（特定目的会社、特定債権<br>等譲渡業者等）について、平成16<br>年度中の実施に向けて、そのリスク<br>等の検討を行う。 |            |

| 管理コード    | 制度の<br>所管官庁 | 項目                              | 要望<br>管理番号 | 要望事項<br>管理番号 | 要望<br>事項<br>補助<br>番号 | 要望主体名        | 要望<br>事項<br>番号 | 要望事項<br>(事項名)                   | 具体的<br>要望内容   | 具体的事業の<br>実施内容                                   | 要望理由   | その他<br>(特記事項) |
|----------|-------------|---------------------------------|------------|--------------|----------------------|--------------|----------------|---------------------------------|---|--|--|---------------|
| z0700013 | 財務省         | 短期社債等に関する支払調書について               | 5039       | 50390020     | 11                   | 社団法人 リース事業協会 | 20             | 短期社債等に関する支払調書について               | 短期社債等の譲渡及び償還等に係る支払調書の提出の義務化を見送ること<br>(平成18年4月以降)                                  | 本件の導入に伴い、発行体、金融機関、振替機関は、事務体制整備、システム投資等のコストが発生する。 | ・短期社債は手形CPの電子化により流動性が高まることが期待されているが、本件導入により、特にディーラーである金融機関の負担が多くなる可能性が高く、流動性が低くなる懸念されている。・流動性の低下は機動的な発行の妨げともなり、CPを主要な調達手段としている当業界において、円滑かつ安定的な資金調達にも影響があると考えられる。 |               |
| z0700014 | 全省庁         | 国・地方自治体向け金銭債権の証券化に係る債権譲渡禁止特約の解除 | 5039       | 50390022     | 11                   | 社団法人 リース事業協会 | 22             | 国・地方自治体向け金銭債権の証券化に係る債権譲渡禁止特約の解除 | 経済産業省などの一部の国の機関においては、債権譲渡禁止特約の解除が行われているが、すべての国の機関及び地方自治体においても速やかに債権譲渡禁止特約を解除すること。 | 企業の資金調達の円滑化が図られる。                                | 債権譲渡禁止特約が資産流動化の適格要件の障害となっている。  |               |

| 管理コード    | 制度の<br>所管官庁 | 項目                     | 該当法令等                               | 制度の現状   | 措置の<br>分類 | 措置の<br>内容 | 措置の概要（対応策）   | その他 | 当室からの再検討要請   | 措置の<br>分類 | 措置の<br>内容 | 措置の概要（対応策）  |
|----------|-------------|------------------------|-------------------------------------|---|-----------|-----------|--|-----|--|-----------|-----------|---|
| z0700015 | 総務省、財務省     | 国・地方自治体等のリース契約の取扱いについて | 財政法第15条、会計法第29条の12、予算決算及び会計令第102条の2 | 会社法29条の12は、電気、ガス、水の供給電気通信役務の提供について、当該契約により供給又は提供される物、役務等の品質が時の経過により変化せず、一定のものであること、あらかじめ債務の額が確定できないなどのために国庫債務負担行為によりがたいものであること、などから長期継続契約とすることができることとしている。本件は、経年により減価する可能性のある機器の複数年度にわたる提供であり、また、あらかじめ債務の額が確定されているものであることから、長期継続契約の対象とはしていない。 | d         | -         | ご要望の点について、複数年度にわたる契約が必要な場合には、国庫債務負担行為によることが可能であるが、ご要望の趣旨も踏まえ、「平成16年度の概算要求について」（平成15年8月1日）により、国の機関による物品の調達において、当該物品を購入する場合や単年度賃貸借を行う場合と比較して複数年度のリース契約を行うことに合理性が認められる場合には、国庫債務負担行為の要求を行うべきことについて、各府省に対し、趣旨の徹底を行った。その後、予算編成の過程で要求のあった府省と調整の結果、物品の賃貸借に係る国庫債務負担行為の設定について平成16年度予算に盛り込まれたところ。 |     | 要望者は、国庫債務負担行為による複数年度にわたる賃貸借契約の運用結果等を示すことも求めており、貴省(財務省)において各省の実績を把握し、公開することの可否について、ご回答いただきたい。 | d         | -         | 1. 「行政効率化推進計画」（平成16年6月15日行政効率化関係省庁連絡会議とりまとめ）において、「コピー機、パソコン等の物品について、購入する場合や単年度賃貸借を行う場合と比較して複数年度のリース契約を行うことに合理性が認められる場合には、国庫債務負担行為による複数年度契約によることとする。」として、国庫債務負担行為の活用について各府省に共通する主要な取組みの一つとした。<br>2. さらに、「平成17年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について」（平成16年7月30日閣議了解）において、「行政効率化推進計画」を着実に推進することとした。<br>3. 上記のように、平成17年度予算において国庫債務負担行為の活用が更なる拡大が図られるよう、より積極的に趣旨の徹底を図ったところである。また、「行政効率化推進計画」において、各府省は、定期的な取組みの実績を明らかにすることとされており、物品の賃貸借に係る国庫債務負担行為の活用の実績についても、これに含まれる。なお、物品の賃貸借に係る国庫債務負担行為については、予算において個別の契約ごとに区分して国庫債務負担行為を設定するのではなく、例えば「電子計算機等借り入れ」といった大括りな事項を単位として設定することとしており、予算の配賦を受けた各府省の責任において予算の範囲内で個別の契約を行うこととなるため、財務省において個別の契約ごとに実績を把握することは予定していない。 |
| z0700016 | 財務省         | リースが不利となる諸制度の改善等       | 租税特別措置法                             |   | f         | -         | 税制は規制の対象外であり、当該要望は税制上の措置にあたるため、検討要請事項の対象とはなり得ない。   |     |  |           |           |   |



| 管理コード    | 制度の<br>所管官庁 | 項目                         | 要望<br>管理番号 | 要望事項<br>管理番号 | 要望<br>事項<br>補助<br>番号 | 要望主体名        | 要望<br>事項<br>番号 | 要望事項<br>(事項名)              | 具体的<br>要望内容  | 具体的事業の<br>実施内容                        | 要望理由  | その他<br>(特記事項) |
|----------|-------------|----------------------------|------------|--------------|----------------------|--------------|----------------|----------------------------|--|---------------------------------------|---|---------------|
| z0700015 | 総務省、財務省     | 国・地方自治体等のリース契約の<br>取扱いについて | 5039       | 50390027     | 11                   | 社団法人 リース事業協会 | 27             | 国・地方自治体等のリース契約の取扱<br>いについて | <p>国については、リース契約を地方自治体と同様に長期継続契約の対象とすること。また、国庫債務負担行為による複数年度にわたる賃貸借契約の運用結果等を示すこと、地方自治体については、長期継続契約の対象としてOA機器のリース契約のほか、自動車、医療機器などのリース契約も含めること。</p>  |                                       | <p>現在、各省庁がOA機器や車両を導入する際には、複数年度の使用が明白であっても、手続上の煩雑さゆえに国庫債務負担行為として扱わずに、単年度リース契約を更新している。この単年度リース契約は、ほとんどの場合にリース会社が投資元本の未回収リスクを負っている。投資元本の未回収リスクを負うか否かはリース会社の判断であるが、現行制度が実質的にリース会社のリスク負担を強めている。OA機器以外では、自動車、医療機器など地方自治体向けのリース取引の実績がある。</p> |               |
| z0700016 | 財務省         | リースが不利となる諸制度の改善<br>等       | 5039       | 50390028     | 11                   | 社団法人 リース事業協会 | 28             | リースが不利となる諸制度の改善等           | <p>リースによって設備を使用する顧客等は、次のような設備投資に係る優遇税制等を利用することができない。また、リース会社間の競争条件が不公平なものがある。I投資促進税制 リース利用による税額控除制度は資本金3億円超の法人は利用できない。また、「貸付用の用に供した場合を除く」ためリース会社のリース資産について適用が受けられないため、リースに係る不公平措置を撤廃すること。医療機器について、取得した場合は特別償却制度が利用できるが、リースの場合は同様の制度が講じられていない。各種税制における税額控除率について、リース料総額×60%とされているため、リースが取得と比べ不利となっている。</p> | <p>ユーザーの設備の利用・調達形態の選<br/>択肢が拡大する。</p> | <p>リースが取得と比べ競争条件で不利と<br/>なっている。</p>   |               |

| 管理コード    | 制度の<br>所管官庁 | 項目             | 該当法令等           | 制度の現状 | 措置の<br>分類 | 措置の<br>内容 | 措置の概要（対応策）   | その他 | 当室からの再検討要請 | 措置の<br>分類 | 措置の<br>内容 | 措置の概要（対応策） |
|----------|-------------|----------------|-----------------|-------|-----------|-----------|--|-----|------------|-----------|-----------|------------|
| z0700020 | 財務省         | 社債の源泉徴収制度の早期撤廃 | 租税特別措置法<br>第8条等 |       | f         | -         | 税制は規制の対象外であり、当該<br>要望は税制上の措置にあたるた<br>め、検討要請事項の対象とはなり<br>得ない。 |     |            |           |           |            |
| z0700021 | 財務省         | 社債の源泉徴収制度の早期撤廃 | 租税特別措置法<br>第8条等 |       | f         | -         | 税制は規制の対象外であり、当該<br>要望は税制上の措置にあたるた<br>め、検討要請事項の対象とはなり<br>得ない。 |     |            |           |           |            |

| 管理コード    | 制度の<br>所管官庁 | 項目             | 要望<br>管理番号 | 要望事項<br>管理番号 | 要望<br>事項<br>補助<br>番号 | 要望主体名        | 要望<br>事項<br>番号 | 要望事項<br>(事項名)  | 具体的<br>要望内容                               | 具体的事業の<br>実施内容 | 要望理由   | その他<br>(特記事項) |
|----------|-------------|----------------|------------|--------------|----------------------|--------------|----------------|----------------|---|----------------|--|---------------|
| z0700020 | 財務省         | 社債の源泉徴収制度の早期撤廃 | 5039       | 50390049     | 11                   | 社団法人 リース事業協会 | 49             | 社債の源泉徴収制度の早期撤廃 | 社債等有価証券の円滑な流通を可能にするため、法人の源泉徴収制度を撤廃すべきである。 | 資本市場の活性化       | 法人が受け取る社債利子については、「振替債」の場合は源泉徴収の対象にならない旨決まっているが、一方で社債等の振替システムの立ち上げには、証券保管振替機構のスケジュール上2005年後半以降になるものと想定されているため、このままでは1年以上もメリットを享受できない。我が国の経済活性化のためには直接金融市場に対して早急に税制面での措置を行い、少しでも市場へ資金を流入させることが不可欠であり、振替債での取引を待つことなく早急な実施が求められる。昨年、同要望に対して財務省から「税制は規制の対象外であり、当該要望は税制上の措置にあたるため、検討要請事項の対象とはなり得ない。」との回答が示された。しかしながら、本要望は税の徴収方法が社債の流通市場の効率性を歪めているという問題を指摘しているのであり、徴収方法を換えることを求めるものである。したがって、むしろ社債の流通市場の活性化の観点から検討を行って頂きたい。 |               |
| z0700021 | 財務省         | 社債の源泉徴収制度の早期撤廃 | 5040       | 50400019     | 11                   | オリックス        | 19             | 社債の源泉徴収制度の早期撤廃 | 社債等有価証券の円滑な流通を可能にするため、法人の源泉徴収制度を撤廃すべきである。 | 資本市場の活性化       | 法人が受け取る社債利子については、「振替債」の場合は源泉徴収の対象にならない旨決まっているが、一方で社債等の振替システムの立ち上げには、証券保管振替機構のスケジュール上2005年後半以降になるものと想定されているため、このままでは1年以上もメリットを享受できない。我が国の経済活性化のためには直接金融市場に対して早急に税制面での措置を行い、少しでも市場へ資金を流入させることが不可欠であり、振替債での取引を待つことなく早急な実施が求められる。昨年、同要望に対して財務省から「税制は規制の対象外であり、当該要望は税制上の措置にあたるため、検討要請事項の対象とはなり得ない。」との回答が示された。しかしながら、本要望は税の徴収方法が社債の流通市場の効率性を歪めているという問題を指摘しているのであり、徴収方法を換えることを求めるものである。したがって、むしろ社債の流通市場の活性化の観点から検討を行って頂きたい。 |               |

| 管理コード    | 制度の<br>所管官庁 | 項目                              | 該当法令等                               | 制度の現状   | 措置の<br>分類 | 措置の<br>内容 | 措置の概要（対応策）   | その他 | 当室からの再検討要請   | 措置の<br>分類 | 措置の<br>内容 | 措置の概要（対応策）   |
|----------|-------------|---------------------------------|-------------------------------------|---|-----------|-----------|--|-----|--|-----------|-----------|--|
| z0700022 | 総務省、財務省     | 公的機関向け等のリース契約の長期継続契約            | 財政法第15条、会計法第29条の12、予算決算及び会計令第102条の2 | 会社法29条の12は、電気、ガス、水の供給電気通信役務の提供について、当該契約により供給又は提供される物、役務等の品質が時の経過により変化せず、一定のものであること、あらかじめ債務の額が確定できないなどのために国庫債務負担行為によりがたいものであること、などから長期継続契約とすることができることとしている。本件は、経年により減価する可能性のある機器の複数年度にわたる提供であり、また、あらかじめ債務の額が確定されているものであることから、長期継続契約の対象とはしていない。 | d         | -         | ご要望の点について、複数年度にわたる契約が必要な場合には、国庫債務負担行為によることが可能であるが、ご要望の趣旨も踏まえ、「平成16年度の概算要求について」（平成15年8月1日）により、国の機関による物品の調達において、当該物品を購入する場合や単年度賃借を行う場合と比較して複数年度のリース契約を行うことに合理性が認められる場合には、国庫債務負担行為の要求を行うべきことについて、各府省に対し、趣旨の徹底を行った。その後、予算編成の過程で要求のあった府省と調整の結果、物品の賃借に係る国庫債務負担行為の設定について平成16年度予算に盛り込まれたところ。 |     | 貴省(財務省)の回答によれば、予算編成の過程で要求のあった府省と調整の結果、物品の賃借に係る国庫債務負担行為の設定について平成16年度予算に盛り込んだところのことであるが、この結果を踏まえ、国庫債務負担行為に係る運用の更なる改善が必要か否かについてご回答いただきたい。 | d         | -         | 1. 「行政効率化推進計画」（平成16年6月15日行政効率化関係府省庁連絡会議とりまとめ）において、「コピー機、パソコン等の物品について、購入する場合や単年度賃借を行う場合と比較して複数年度のリース契約を行うことに合理性が認められる場合には、国庫債務負担行為による複数年契約によることとする。」として、国庫債務負担行為の活用について各府省に共通する主要な取組みの一つとした。<br>2. さらに、「平成17年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について」（平成16年7月30日閣議了解）において、「行政効率化推進計画」を着実に推進することとした。<br>3. 平成16年度予算に盛り込んだ物品の賃借に係る国庫債務負担行為については、現在、各府省において予算の執行が行われている段階であるが、上記のように、平成17年度予算において国庫債務負担行為の活用による更なる拡大が図られるよう、より積極的に趣旨の徹底を図ったところ。 |
| z0700023 | 財務省         | 短期社債及び短期外債の譲渡及び償還に係る支払調書制度の適用廃止 | 租税特別措置法第41条の12                      |   | f         | -         | 税制は規制の対象外であり、当該要望は税制上の措置にあたるため、検討要請事項の対象とはなり得ない。   |     |  |           |           |  |

| 管理コード    | 制度の<br>所管官庁 | 項目                                      | 要望<br>管理番号 | 要望事項<br>管理番号 | 要望<br>事項<br>補助<br>番号 | 要望主体名 | 要望<br>事項<br>番号 | 要望事項<br>(事項名)                       | 具体的<br>要望内容   | 具体的事業の<br>実施内容                                 | 要望理由   | その他<br>(特記事項) |
|----------|-------------|---|------------|--------------|----------------------|-------|----------------|-------------------------------------|---|--|--|---------------|
| z0700022 | 総務省、財務省     | 公的機関向け等のリース契約の<br>長期継続契約                | 5040       | 50400020     | 11                   | オリックス | 20             | 公的機関向け等のリース契約の長期<br>継続契約            | OA機器等の物品、自動車の賃貸借に<br>ついて、中央省庁・地方公共団体の<br>双方において、現行の地方自治法の不<br>動産の賃貸借契約同様の措置を講ずる<br>べきである。 | 各省庁においてリース取引の導入が促<br>進されることで、調達方法の多様化が図<br>れる。 | 現在、各省庁が機器を導入するに際しては、その機<br>器を複数年度にわたって使用することが明白であ<br>る場合においても、予算による国庫債務負担行為<br>として扱わずに、単年度リース契約を更新すること<br>によって対応している。これは、予算による国庫債<br>務負担行為として扱うことを、各省庁が手続上の煩<br>雑さゆえに敬遠していることが主たる理由と考えら<br>れる。上記の単年度リース契約については、ほとん<br>どの場合にリース会社が投資元本の未回収リスク<br>を負っている。投資元本の未回収リスクを負うか否<br>かはリース会社の判断であるが、現行の制度が、複<br>数年度にわたるリース契約の利用を妨げ、実質的<br>に、単年度リース契約締結によるリース会社のリス<br>ク負担を強いている。昨年、同要望に対して総務省<br>から「現在、長期継続契約の対象としているのは電<br>気等の供給や電気通信業務の提供を受ける契約<br>等であるが、OA機器のリース契約についても長期<br>継続契約の対象とするよう措置する。」との回答が<br>示された。また、財務省から「事務機器等のリース<br>契約については、契約の期間及び債務の額があら<br>かじめ確定できるなど、国庫債務負担行為を設定<br>することにより対応できる場合もあることから、国<br>においては、購入する場合や単年度賃貸借を行う<br>場合と比較して複数年度のリース契約を行うことに<br>合理性が認められる場合には、単年度契約を繰り<br>返すという無駄を見直す観点からも、国庫債務負担<br>行為を設定して複数年度にわたる賃貸借契約を締<br>結することとし、この運用結果を踏まえて、さらに必<br>要がある場合には、制度の見直しが可能かどうか<br>についての検討をする。」との回答が示された。措<br>置の状況、運用の状況を示して頂きたい。 |               |
| z0700023 | 財務省         | 短期社債及び短期外債の譲渡及び<br>償還に係る支払調書制度の適用廃<br>止 | 5040       | 50400040     | 11                   | オリックス | 40             | 短期社債及び短期外債の譲渡及び償還<br>に係る支払調書制度の適用廃止 | 短期社債及び短期外債の譲渡及び償還<br>に係る支払調書制度の適用廃止   | 市場拡大阻害要因の排除、事務負担の<br>軽減                        | 平成16年度税制改正大綱において、<br>平成18年4月1日以後に発行される短<br>期社債（電子C P）及び短期外債につい<br>て、「短期社債及び短期外債の譲渡及<br>び償還に係る支払調書制度の導入」す<br>る旨の決定がなされた。<br>手形C Pには適用されていない支払調<br>書制度を、短期社債について適用す<br>るというもの。商法上の「社債」と位<br>置付けられたための措置と思われるが、<br>概ね3ヶ月未満の短期の発行・償還を繰<br>り返す電子C Pにおいて支払調書制度を<br>導入することは実務上極めて困難である<br>と考えられる（電子C Pの普及につれ、<br>発行形態もより短期化することが予想さ<br>れる）。<br>商品性において手形C Pと同様の電子<br>C Pに支払調書制度を導入することは、<br>市場参加者の混乱を招き、市場拡大の<br>大きな阻害要因になるものと考えられ<br>る。よって適用廃止を要望するものであ<br>る。  |               |

| 管理コード    | 制度の<br>所管官庁 | 項目                    | 該当法令等   | 制度の現状 | 措置の<br>分類 | 措置の<br>内容 | 措置の概要（対応策）                                       | その他 | 当室からの再検討要請  | 措置の<br>分類 | 措置の<br>内容 | 措置の概要（対応策）   |
|----------|-------------|-----------------------|---------|-------|-----------|-----------|--|-----|---|-----------|-----------|--|
| z0700024 | 財務省         | ・確定申告書提出期限変更の要望       | ・法人税法等  |       | f         | -         | 税制は規制の対象外であり、当該要望は税制上の措置にあたるため、検討要請事項の対象とはなり得ない。 |     | 要望内容は、「法人税、消費税の確定申告書の提出期限を3ヶ月にすること」によって事務手続きの錯綜を回避することを求めており、「税の減免、補助金等、従来の財政措置に関するもの等」には該当しないものと思われるので、要望の趣旨に沿った回答をいただきたい。 | f         | -         | 法人の法人税及び消費税の確定申告書の提出期限は税制そのものであり、規制改革の検討要請の対象とはなり得ない。なお、提出期限の延長は以下の理由から困難。<br>・法人に係る租税債権は、法人の事業年度の終了時に発生し、出来る限り早期にその納付すべき税額を申告して確定することが原則とされている。こうした考え方の下、現行の申告納税方式における確定申告書の提出期限は、申告に係る法人の事務負担や株主総会の手続など様々な事情を総合的に参酌して定められているものであり、合理的かつ適切な制度として既に定着しているところ。<br>・消費税は、法人税とは異なり、事業者にとって一種の預かり金的な性格を持つ税であることから、その納税はより早期に行うことが要請されている税である。しかし、事業者の事務負担の軽減等への配慮から、資産の譲渡等を行った時に納税義務が生じているものの、その計算期間については、法人税の計算期間にできるだけ一致させる観点から事業年度としており、既に税制として十分に配慮しているところ。また、消費税の申告は法人税の申告のように決算の確定といった手続きを要するものではなく、その課税期間における取引の事実が把握できれば納付税額の計 |
| z0700037 | 財務省         | C P発行に係る印紙税の租税特別措置の延長 | 租税特別措置法 |       | f         | -         | 税制は規制の対象外であり、当該要望は税制上の措置にあたるため、検討要請事項の対象とはなり得ない。 |     |   |           |           |  |



| 管理コード    | 制度の<br>所管官庁 | 項目                    | 要望<br>管理番号 | 要望事項<br>管理番号 | 要望<br>事項<br>補助<br>番号 | 要望主体名                  | 要望<br>事項<br>番号 | 要望事項<br>(事項名)         | 具体的<br>要望内容   | 具体的事業の<br>実施内容 | 要望理由  | その他<br>(特記事項) |
|----------|-------------|-----------------------|------------|--------------|----------------------|------------------------|----------------|-----------------------|---|----------------|---|---------------|
| z0700024 | 財務省         | ・確定申告書提出期限変更の要望       | 5041       | 50410001     | 11                   | (社)日本フランチャイズ<br>チェーン協会 | 1              | ・確定申告書提出期限変更の要望       | 法人税、消費税の確定申告書の提出期限を3ヶ月にすることを要望する。   |                | ・法人税の確定申告書提出期限は現在2ヶ月であり、税務署長の承認により1ヶ月延長が認められているものの、消費税の確定申告については特例がなく、概ね各企業に於いて株主総会開催時期で、事務手続が錯綜するため、法人税、消費税共に確定申告書の提出期限を3ヶ月にすることを要望する。 |               |
| z0700037 | 財務省         | C P発行に係る印紙税の租税特別措置の延長 | 5057       | 50570002     | 11                   | 社団法人 全国信販協会            | 2              | C P発行に係る印紙税の租税特別措置の延長 | C P発行に係る印紙税は、租税特別措置法上5,000円となっているが、適用期間は平成17年3月までとなっている。その後、「紙」ベースのC Pを発行する場合には、約束手形の印紙税テーブルに準じて印紙税を納付する必要がある。印紙税を支払いたくない場合には、電子C Pへ移行しなければならない。租税特別措置の延長をしていただきたい。 |                | コスト削減のため、電子C Pへ移行を準備中であるため、準備期間の延長  |               |

| 管理コード    | 制度の<br>所管官庁 | 項目                          | 該当法令等  | 制度の現状   | 措置の<br>分類 | 措置の<br>内容 | 措置の概要（対応策）  | その他 | 当室からの再検討要請  | 措置の<br>分類 | 措置の<br>内容 | 措置の概要（対応策）   |
|----------|-------------|-----------------------------|--|---|-----------|-----------|---|-----|---|-----------|-----------|--|
| z0700040 | 財務省         | 国家公務員共済組合の余裕金に係る運用規制を緩和すること | <p>国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年六月三十日政令第二百七号）</p> <p>第八条 組合の業務上の余裕金は、次に掲げるものに運用するものとする。</p> <p>一 銀行その他財務大臣の指定する金融機関への預金又は郵便貯金</p> <p>二 信託会社（信託業務を営む銀行を含む。次項及び第九条の三第一項第二号において同じ。）への金銭信託で元本補てんの契約があるもの</p> <p>三 国債、地方債その他財務省令で定める有価証券</p> | <p>共済組合の業務上の余裕金について、国家公務員共済組合法施行令（以下「令」という。）第8条に基づき運用を行っている。</p> <p>共済組合は組合員と使用者である国等とが所要の保険料を分担拠出し、組合員又はその被扶養者の生活の安定と福祉の向上を目的としていることから、業務上の余裕金の運用については安全かつ効率的にしなければならないとしており、令第8条で具体的な運用方法を定めているところ。</p> | c         | -         | <p>組合の業務上の余裕金の運用は、事業の目的及び資金の性質に応じ、安全かつ効率的にしなければならないとされている。（組合の業務上の余裕金は年金積立金のようにそもそも積極的な資金運用を予定しているものではないことから、独自の資金運用体制も有せず、安全・確実な運用方法に限定することとしている。）</p>         |     | <p>・「元本補てんのない金銭信託」でも、その運用対象を安全資産（国家公務員共済組合法施行令第8条第1項各号に定める資産）に限定することで、資産の安全性は十分に担保される。また、信託銀行が余裕金の管理（国債、地方債の利金、償還金の收受等）及び運用（再投資等）を行うことにより、寧ろ余裕金の効率的な運用に資するとともに、各組合にとっても、余裕金の管理、運用に係る手間、コストを削減できる。</p> <p>・したがって、「元本補てんのない金銭信託」で、その運用対象を国家公務員共済組合法施行令第8条第1項各号に定めるものに限定するものについては、「余裕金の運用は、安全かつ効率的にしなければならない」という要請に十分に応え得るものと考えているが、見解を伺いたい。</p> <p>・更に、地方公務員共済組合については、地方公務員共済組合法施行令第16条において、元本補てんのない金銭信託に運用することを制限していないが、斯様に規制が相違する理由を明確に示されたい。</p> | c         | -         | <p>国家公務員共済組合（以下、「組合」という。）の業務上の余裕金の運用につきましては、事業の目的及び資金の性質に応じ、安全かつ効率的にしなければならないこととされております。</p> <p>今回ご要望の「元本補てんのない金銭信託」を運用対象とすることにつきましては、信託財産の運用対象を金融機関への預金、郵便貯金、元本補てん契約のある金銭信託、国債、地方債等に限定することにより、組合の負うリスクは、これらのものに直接運用する場合と何ら変わらないことから、安全な運用の観点からは、特に問題ないものと考えられます。また、要望理由においてご指摘のとおり、直接運用することによって信託して運用することとした場合には組合の事務の省力化につながる場合もあるものと考えられます。</p> <p>しかし、効率的な運用の観点からは、単に事務の省力化につながるというだけでなく、組合の事務の省力化により削減できる事務コストと信託することにより新たに発生するコスト（信託手数料等）を比較した結果、トータルで組合の事務コストの低減につながるなど、当該信託が、余裕金の効率的な運用に資するものである必要があると考えております。このような観点から各組合の意見も踏まえ検討したところ、現在、組合において余裕金の運用のために要している事務量はそれほど多くはないことなどから、今回ご要望の「元本補てんのない金銭信託」を運用対象に加えたとしても、組合における事務コスト低減などの余裕金の効率的な運用の観点からのメリットも見込めず、当該信託が各組合において活用されることは想定できないため、措置の分類はc（全国規模で対応不可）とさせていただきます。</p> <p>なお、今回のご要望に関する再検討の依頼を受け、現在、改めて運用の当事者である各組合に対し、意見照会中です。その結果によ</p> |
| z0700044 | 財務省         | 事業用資産相続時の軽減措置及び評価方法の見直し     | <p>相続特別措置法（相続税法関係）第70条4～6</p>  |   | f         | -         | <p>税制は規制の対象外であり、当該要望は税制上の措置にあたるため、検討要請事項の対象とはなり得ない。</p> <p>また、財産評価基本通達は、相続税法第22条の「時価」の解釈及び評価額の具体的な算定方法を示しているものであり、納税者に何らかの規制をかけるものでないことから、検討要請事項の対象とはなり得ない。</p> |     |   |           |           |  |

| 管理コード    | 制度の<br>所管官庁 | 項目                          | 要望<br>管理番号 | 要望事項<br>管理番号 | 要望<br>事項<br>補助<br>番号 | 要望主体名     | 要望<br>事項<br>番号 | 要望事項<br>(事項名)               | 具体的<br>要望内容   | 具体的事業の<br>実施内容 | 要望理由   | その他<br>(特記事項) |
|----------|-------------|-----------------------------|------------|--------------|----------------------|-----------|----------------|-----------------------------|---|----------------|--|---------------|
| z0700040 | 財務省         | 国家公務員共済組合の余裕金に係る運用規制を緩和すること | 5084       | 50840007     | 11                   | 社団法人 信託協会 | 7              | 国家公務員共済組合の余裕金に係る運用規制を緩和すること | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国家公務員共済組合法施行令第8条第1項により、国家公務員共済組合の業務上の余裕金の運用対象は、以下に限定されている。<br/>銀行その他財務大臣の指定する金融機関への預金又は郵便貯金<br/>信託会社（信託銀行を含む）への金銭信託で元本補てんの契約があるもの<br/>国債、地方債その他財務省令で定める有価証券</li> <li>・ を運用対象とする元本補てん契約のない金銭信託についても、運用対象となるよう要望するもの。</li> </ul> |                | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 元本補てん契約のない金銭信託であっても、信託財産の運用対象を金融機関への預金、郵便貯金、元本補てん契約のある金銭信託、国債、地方債等に限定することにより、国家公務員共済組合の負うリスクは、これらのものに直接運用する場合と何ら変わらないものとなる。</li> <li>・ また、例えば、債券を投資対象とする金銭信託に運用する場合、国家公務員共済組合が自ら債券投資を行う場合に生じる利金・償還金の収受、再投資に伴う事務等の全てを受託者たる信託会社・信託銀行が行うことになることから、国家公務員共済組合にとって事務の省力化にもつながる。</li> <li>・ なお、地方公務員等共済組合法においては、地方公務員等共済組合が元本補てん契約のない金銭信託に運用することを制限していない。</li> </ul> |               |
| z0700044 | 財務省         | 事業用資産相続時の軽減措置及び評価方法の見直し     | 5095       | 50950008     | 11                   | 東京都       | 8              | 中小企業の事業用資産相続時の抜本的な軽減措置の導入   | <p>中小企業者が相続するにあたり、引き続き事業を継続していく場合には、我が国の「農地に関する相続税猶予制度」や欧州先進諸国の制度に準じた包括的な軽減制度を設けるなど、抜本的な軽減措置を講ずること。</p>   |                | <p>相続税の負担が、中小企業の経営、特に事業の円滑な承継に大きな影響を与えているため、事業用資産相続時の負担軽減措置を強化する必要がある。</p>   |               |

| 管理コード    | 制度の<br>所管官庁 | 項目                      | 該当法令等                         | 制度の現状 | 措置の<br>分類 | 措置の<br>内容 | 措置の概要（対応策）  | その他 | 当室からの再検討要請 | 措置の<br>分類 | 措置の<br>内容 | 措置の概要（対応策） |
|----------|-------------|-------------------------|-------------------------------|-------|-----------|-----------|---|-----|------------|-----------|-----------|------------|
| z0700044 | 財務省         | 事業用資産相続時の軽減措置及び評価方法の見直し | 租税特別措置法<br>（相続税法関係）<br>第69条の4 |       | f         | -         | <p>税制は規制の対象外であり、当該要望は税制上の措置にあたるため、検討要請事項の対象とはなり得ない。</p> <p>また、財産評価基本通達は、相続税法第22条の「時価」の解釈及び評価額の具体的な算定方法を示しているものであり、納税者に何らかの規制をかけるものでないことから、検討要請事項の対象とはなり得ない。</p> |     |            |           |           |            |
| z0700044 | 財務省         | 事業用資産相続時の軽減措置及び評価方法の見直し | 財産評価基本通達（相続税法関係）178-186       |       | f         | -         | <p>税制は規制の対象外であり、当該要望は税制上の措置にあたるため、検討要請事項の対象とはなり得ない。</p> <p>また、財産評価基本通達は、相続税法第22条の「時価」の解釈及び評価額の具体的な算定方法を示しているものであり、納税者に何らかの規制をかけるものでないことから、検討要請事項の対象とはなり得ない。</p> |     |            |           |           |            |

| 管理コード    | 制度の<br>所管官庁 | 項目                      | 要望<br>管理番号 | 要望事項<br>管理番号 | 要望<br>事項<br>補助<br>番号 | 要望主体名 | 要望<br>事項<br>番号 | 要望事項<br>(事項名)             | 具体的<br>要望内容  | 具体的事業の<br>実施内容 | 要望理由  | その他<br>(特記事項) |
|----------|-------------|-------------------------|------------|--------------|----------------------|-------|----------------|---------------------------|--|----------------|---|---------------|
| z0700044 | 財務省         | 事業用資産相続時の軽減措置及び評価方法の見直し | 5095       | 50950009     | 11                   | 東京都   | 9              | 中小企業の事業用資産相続時の土地の減額評価の実施  | 中小企業承継税制で評価減をしている特例を、400㎡を超える部分にも拡充すること                                  |                | 相続税の負担が、中小企業の経営、特に事業の円滑な承継に大きな影響を与えているため、事業用資産相続時の負担軽減措置を強化する必要がある。 |               |
| z0700044 | 財務省         | 事業用資産相続時の軽減措置及び評価方法の見直し | 5095       | 50950010     | 11                   | 東京都   | 10             | 中小企業の事業用資産相続時の自社株評価方法の見直し | 同族会社の株式評価における類似業種比準価額の減額率を引き上げること。<br>全ての会社に類似業種比準方式のみによる評価の選択適用を可能とすること |                | 相続税の負担が、中小企業の経営、特に事業の円滑な承継に大きな影響を与えているため、事業用資産相続時の負担軽減措置を強化する必要がある。 |               |

| 管理コード    | 制度の<br>所管官庁                                   | 項目                    | 該当法令等  | 制度の現状  | 措置の<br>分類 | 措置の<br>内容 | 措置の概要（対応策）  | その他 | 当室からの再検討要請                                     | 措置の<br>分類 | 措置の<br>内容 | 措置の概要（対応策）  |
|----------|---|-----------------------|--|--|-----------|-----------|---|-----|--|-----------|-----------|---|
| z0700006 | 財務省   | 課税価格の決定根拠             | WTO関税評価協定<br>関稅定率法                                   | 関稅定率法第4条第1項において、輸入貨物の課税価格は、現実支払価格に加算要素（運賃・保険料等）の額を加えた価格（CIF方式）とすることとしている。  | f         | -         | 課税標準を減らすことで減税を要望するものであり、税制改正要望となっており、規制緩和にあたらぬ。<br>また、内外価格差の調整という関税の課税目的に鑑みれば、輸入貨物の国境時点での価格、すなわち、輸出国における貨物の出荷時点の価格に輸入港までに要した運賃、保険料等の費用を含めた価格（CIF価格）とすることが適切であり、CIF方式を変更する必要はないと考える。<br>なお、FOB方式を採用している国は米国、カナダなど7カ国と極めて少数である。   |     |  |           |           |   |
| z0700017 | 内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省 | 外為法に基づく「外国投資家」規制の適用除外 | 外国為替及び外国貿易法第26条第1項（外国投資家の定義）、第27条（事前届出）、第55条の5（事後報告） | 「外国投資家」の定義のうち、「非居住者である個人」または「外国法令に基づいて設立された法人その他の団体又は、外国に主たる事務所を有する法人その他の団体」により直接または間接に保有される議決権の合計が50%以上を占める会社については「外国投資家」と規定され、対内直接投資等の事前届出、又は事後報告が義務づけられている。 | c         | -         | ご指摘の点については、多数の外国機関投資家が株式市場で株式を取得した場合であっても、個々の投資家間の関係がどのようなものであるかについて外形では判断できないことから、適用除外とすることは不適當である。また、仮に、個別に審査することとした場合には、手続が煩雑となり、投資家等の負担となる。<br>対内直接投資については、国の安全保障等に支障をきたすことになるおそれがある業種等限られた業種について事前届出制としているが、外国人による企業支配を管理する観点から、非居住者等の議決権比率の合計が50%以上である場合を対象とすることが適當である。同様に、事後報告についても、国際収支統計や事業所管官庁において取引の実態を把握する観点から外国資本の流入の状況を把握する必要があり、非居住者等の議決権比率の合計が50%以上である場合を対象とすることが適當である。 |     | 要望の趣旨を踏まえ、再度検討されたい。また、手続きの簡素化等についても検討され、示されたい。 | c         | -         | ご指摘の件については、「外国投資家」が対内直接投資等を行う場合は、外為法27条による事前届出又は同法55条の5による事後報告が義務づけられている。<br>事前届出制は、国の安全保障等に支障をきたすことになるおそれがある業種等必要最小限の業種（例えば、武器製造業、核燃料製造業等）について、当該業種を所管する省庁において外国資本（法令上は外国投資家）による経営支配を排除し得るようにする趣旨のもの。<br>したがって、経営支配の主体となり得る外国投資家についても、単に外国法令に基づいて設立された又は外国に主たる事務所を有する法人といった「非居住性」にのみ着目するに止まらず、国内法人であっても外国資本に支配されている可能性があるものについては、事前届出制の対象業種に含める必要がある。<br>その際、「支配」の判断については、外国資本が50%以上の株式を占めるか否かとの形式基準に基づいて行うこととしているが、これは、投資家同士がいかなる関係にあるかについて外形では判断しえず、また、経営支配的な投資であるか一般的な投資であるかについて判断することも困難であるからである。仮に個別に審査することとした場合には、手続が煩雑となり、投資家等の負担となる。また、事後報告制についても、事業所管官庁において、国の安全保障等に支障をきたすことになるおそれが生じた場合への適切な対応を図る必要性や所管分野における実態把握を必要とする等から、外国資本の流入の状況を把握する必要があり、非居住者等の議決権比率の合計が50%以上である場合を対象とすることが適當である。 |



| 管理コード    | 制度の<br>所管官庁                                   | 項目                    | 要望<br>管理番号 | 要望事項<br>管理番号 | 要望<br>事項<br>補助<br>番号 | 要望主体名         | 要望<br>事項<br>番号 | 要望事項<br>(事項名)         | 具体的<br>要望内容  | 具体的事業の<br>実施内容   | 要望理由  | その他<br>(特記事項) |
|----------|---|-----------------------|------------|--------------|----------------------|---------------|----------------|-----------------------|--|--|---|---------------|
| z070006  | 財務省   | 課税価格の決定根拠             | 5032       | 50320019     | 11                   | (社)電子情報技術産業協会 | 19             | 課税価格の決定根拠             | <p>CIFではなくFOBに対する関税の賦課への変更を要望する。</p> <p>【規制の現状】<br/>関税をCIF(物品価格+保険料+運賃)に対して課している。</p>  | <p>【予想効果】<br/>輸入申告事務手続きが大幅に簡素化され、スムーズな輸入業務が可能となる。課税根拠をFOBに統一することで、課税の国際的な公平性、透明性が生まれる。</p> | 本来、税金がかかるのは物品そのものの価格であると考え。従ってCIFではなくFOBに対する関税の賦課への変更を要望する。なお、現在、米国においては、FOBを採用している。                |               |
| z0700017 | 内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省 | 外為法に基づく「外国投資家」規制の適用除外 | 5039       | 50390032     | 11                   | 社団法人 リース事業協会  | 32             | 外為法に基づく「外国投資家」規制の適用除外 | <p>「外国投資家」の定義のうち、「非居住者である個人」または「外国法令に基づいて設立された法人その他の団体または外国に主たる事務所を有する法人その他の団体」により直接または間接に保有される議決権の合計が50%以上を占める法人に関し、株式公開企業で極めて多数の外国機関投資家が株式市場で株式を取得したことによって、その保有比率合計が50%以上となってしまったような場合には、実質的に外国人が事業を支配している場合に当たらないもので、何らかの適用除外を検討いただきたい。例えば、上場会社の場合、株主1名の議決権比率が20%未満である場合などは、当該法の規制の趣旨の範囲外であり、適用除外とする措置等を検討いただきたい。</p> | 適正かつ自由な経済活動の実施   | 本来この規制は、外国人による日本企業への経営支配を管理するのが目的である。その法の趣旨に鑑みれば、実質的に外国人が支配している場合に当たらないケースでこの規制を適用する必要性はないものと考えられる。 |               |

| 管理コード    | 制度の<br>所管官庁   | 項目                        | 該当法令等  | 制度の現状  | 措置の<br>分類 | 措置の<br>内容 | 措置の概要（対応策）  | その他 | 当室からの再検討要請   | 措置の<br>分類 | 措置の<br>内容 | 措置の概要（対応策）   |
|----------|---|---------------------------|--|--|-----------|-----------|---|-----|--|-----------|-----------|--|
| z0700017 | 内閣府、総務省、<br>財務省、文部科学<br>省、厚生労働省、<br>農林水産省、経済<br>産業省、国土交通<br>省、環境省 | 外為法に基づく「外国投資家」規制の適<br>用除外 | 外国為替及び外<br>国貿易法第26条<br>第1項（外国投資<br>家の定義）、第27<br>条（事前届出）、第<br>55条の5（事後報<br>告）   | 「外国投資家」の定義のうち、「非<br>居住者である個人」または「外国法<br>令に基づいて設立された法人その<br>他の団体又は、外国に主たる事務<br>所を有する法人その他の団体」に<br>より直接または間接に保有される<br>議決権の合計が50%以上を占める<br>会社については「外国投資家」と規<br>定され、対内直接投資等の事前届<br>出、又は事後報告が義務づけられ<br>ている。 | c         | -         | ご指摘の点については、多数の<br>外国機関投資家が株式市場で株<br>式を取得した場合であっても、個々<br>の投資家間の関係がどのようなも<br>のであるかについて外形では判断<br>できないことから、適用除外とする<br>ことは不相当である。また、仮に、<br>個別に審査することとした場合に<br>は、手続が煩雑となり、投資家等の<br>負担となる。<br>対内直接投資については、国の<br>安全保障等に支障をきたすことにな<br>るおそれがある業種等限られた業<br>種について事前届出制としている<br>が、外国人による企業支配を管理<br>する観点から、非居住者等の議決<br>権比率の合計が50%以上である場<br>合を対象とすることが適当である。<br>同様に、事後報告についても、国際<br>収支統計や事業所管官庁において<br>取引の実態を把握する観点から外<br>国資本の流入の状況を把握する必<br>要があり、非居住者等の議決権比<br>率の合計が50%以上である場合を<br>対象とすることが適当である。 |     | 要望の趣旨を踏まえ、再度検討さ<br>れたい。また、手続きの簡素化等<br>についても検討され、示されたい。   | c         | -         | ご指摘の件については、「外国投資家」が対<br>内直接投資等を行う場合は、外為法27条に<br>よる事前届出又は同法55条の5による事後<br>報告が義務づけられている。<br>事前届出制は、国の安全保障等に支障をき<br>たすことになるおそれがある業種等必要最小<br>限の業種（例えば、武器製造業、核燃料製造<br>業等）について、当該業種を所管する省庁に<br>おいて外国資本（法令上は外国投資家）によ<br>る経営支配を排除し得るようにする趣旨のも<br>の。<br>したがって、経営支配の主体となり得る外国投<br>資家についても、単に外国法令に基づいて設<br>立された又は外国に主たる事務所を有する<br>法人といった「非居住性」にのみ着目するに<br>止まらず、国内法人であっても外国資本に支<br>配されている可能性のあるものについては、<br>事前届出制の対象業種に含める必要がある。<br>その際、「支配」の判断については、外国資本<br>が50%以上の株式を占めるか否かとの形式<br>基準に基づいて行うこととしているが、これ<br>は、投資家同士がいかなる関係にあるか<br>について外形では判断しえず、また、経営支<br>配的な投資であるか一般的な投資であるか<br>について判断することも困難であるからであ<br>る。仮に個別に審査することとした場合には、<br>手続が煩雑となり、投資家等の負担となる。<br>また、事後報告制についても、事業所管官庁<br>において、国の安全保障等に支障をきたすこ<br>とになるおそれが生じた場合への適切な対応<br>を図る必要性や所管分野における実態把握<br>を要する必要性等から、外国資本の流入の状<br>況を把握する必要がある、非居住者等の議<br>決権比率の合計が50%以上である場合を対<br>象とすることが適当である。 |
| z0700019 | 外務省、財務省   | 消費税免除指定店舗申請の簡素化           | 租税特別措置法<br>第86条第1項、租<br>税特別措置法施<br>行令第46条の4第<br>1項、外国公館等<br>に対する課税資産<br>の譲渡等に係る消<br>費税の免除の取<br>扱いについて（法<br>令解釈通達）3、4 |  | f         | -         | 税制は規制の対象外であり、当該<br>要望は税制上の措置にあたるた<br>め、検討要望事項の対象とはなり<br>得ない。  |     | 本件、税の軽減ではなく、手続きの<br>簡素化を要望するものである。指定<br>店舗を特定することが重要であれ<br>ば、会社全体として認定を受けた<br>後に当該会社の店舗を別途届け出<br>ることも対応可能と考えられる。<br>要望の趣旨等を踏まえ、再度検討<br>されたい。 | c         | -         | 当該制度は外国との相互条件に基<br>づいて行っている制度であることか<br>ら、その円滑な運用を図る必要が<br>あり、申請は外務省を通じて行わ<br>せ、その店舗を指定することが利用<br>者である外国公館等の利便性に資<br>するものであるかどうかなどの審査<br>を行い、外国公館等の意見を踏ま<br>えることができる運用を行っている。<br>また、指定した店舗については<br>制度の利用者である各国の外国公<br>館等へ随時周知している。<br>したがって、指定に当たってはその<br>店舗ごとに行う必要がある。<br>なお、現状においても、同一の事業<br>者が複数の店舗の申請を行う場合<br>には、一枚の申請書に指定を受け<br>ようとする店舗を列記等することに<br>より一括で指定を行い、手続面の<br>簡素化に配慮している。<br>また、前述したように、利用者であ<br>る外国公館等の利便に資するため<br>には、店舗の名称変更や廃止等の<br>事由が生じた場合には、各国の外<br>国公館等へ変更事項等を連絡する<br>必要がある。<br>したがって変更届等の提出も不可<br>欠である。   |

| 管理コード    | 制度の<br>所管官庁                                   | 項目                    | 要望<br>管理番号 | 要望事項<br>管理番号 | 要望<br>事項<br>補助<br>番号 | 要望主体名        | 要望<br>事項<br>番号 | 要望事項<br>(事項名)         | 具体的<br>要望内容  | 具体的事業の<br>実施内容                  | 要望理由   | その他<br>(特記事項) |
|----------|---|-----------------------|------------|--------------|----------------------|--------------|----------------|-----------------------|--|---------------------------------|--|---------------|
| z0700017 | 内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省 | 外為法に基づく「外国投資家」規制の適用除外 | 5040       | 50400027     | 11                   | オリックス        | 27             | 外為法に基づく「外国投資家」規制の適用除外 | 「外国投資家」の定義のうち、「非居住者である個人」または「外国法令に基づいて設立された法人その他の団体または外国に主たる事務所を有する法人その他の団体」により直接または間接に保有される議決権の合計が50%以上を占める法人に関し、株式公開企業で極めて多数の外国機関投資家が株式市場で株式を取得したことによって、その保有比率合計が50%以上となってしまったような場合には、何らかの適用除外を検討いただきたい。例えば、上場会社の場合、株主1名の議決権比率が20%未満である場合などは、当該法の規制の趣旨の範囲外であり、適用除外とする措置等を検討いただきたい。 | 適正かつ自由な経済活動の実施                  | 株式公開企業で極めて多数の外国機関投資家が株式市場で株式を取得したことによって、その保有比率合計が50%以上となってしまったような場合に、外国為替及び外国貿易法第27条の事前届出および第55条の5の事後報告を義務付けるのは過剰ではないかと思われる。 |               |
| z0700019 | 外務省、財務省                                       | 消費税免除指定店舗申請の簡素化       | 5039       | 50390037     | 11                   | 社団法人 リース事業協会 | 37             | 消費税免除指定店舗申請の簡素化       | 外国公館等と免税取引を行うにあたり、事業者は店舗毎に「外国公館等に対する消費税免除指定店舗申請書」を外務省に提出し、認定を受けなければならない。この点について、店舗ごとの申請ではなく、会社全体としての申請とすべきである。また、そもそも、事前届出手続きの必要性についても検証すべきである。  | 会社全体の申請とすることで、取引の迅速化、事務効率化に資する。 | 事業所の数が多い会社の場合、事前に全事業所の申請を行うことは現実的に難しいこと。また、申請から指定日までには一定期間を要するので、取引開始に間に合わないこともある。さらに、変更が発生した場合も、店舗毎に変更届が必要となり事務処理が極めて煩雑である。 |               |

| 管理コード    | 制度の<br>所管官庁         | 項目             | 該当法令等                                  | 制度の現状  | 措置の<br>分類 | 措置の<br>内容 | 措置の概要（対応策）   | その他 | 当室からの再検討要請  | 措置の<br>分類 | 措置の<br>内容 | 措置の概要（対応策）   |
|----------|---------------------|----------------|--|--|-----------|-----------|--|-----|---|-----------|-----------|--|
| z0700036 | 財務省                 | 退職金制度の見直し      | 法人税法<br>所得税法施行令                        |  | f         | -         | 税制は規制の対象外であり、当該<br>要望は税制上の措置にあたるた<br>め、検討要請事項の対象とはなり<br>得ない。   |     |   |           |           |  |
| z0700043 | 全省庁（人事院と<br>金融庁を除く） | 補助金適正化法の運用の一元化 | 補助金適正化法<br>第22条<br>同法施行令第14<br>条第1項第2号 | 財務省所管における補助金適正化<br>法の適用を受ける補助金等につい<br>て、補助金適正化法第22条ただし<br>書の規定を適用すべきものがない<br>ため、処分制限期間を定めている<br>省令はない。 | e         | -         | 財務省所管における補助金適正化<br>法の適用を受ける補助金等につい<br>て、補助金適正化法第22条ただし<br>書の規定を適用すべきものがない<br>ため、処分制限期間を定めている<br>省令はない。 |     | 各府省庁において、処分制限期間<br>が統一されていないことが問題で<br>あり、各府省庁が統一して同じ基準<br>となるように調整されたい。 | c         | -         | 処分制限期間は、補助財産の経済<br>的使用価値に着目し、個々の補助<br>金の内容、目的に応じて定められる<br>べきものであることから、「減価償<br>却の耐用年数等に関する省令（昭<br>和40年大蔵省令第15号）」で定め<br>ている耐用年数を基礎とし、これに<br>補助金等の交付の目的を勘案して<br>各省各庁の長が定めることとされて<br>いる。したがって、財務省令にて、<br>処分制限期間の一本化を図ること<br>は適当ではない。 |

| 管理コード    | 制度の<br>所管官庁     | 項目             | 要望<br>管理番号 | 要望事項<br>管理番号 | 要望<br>事項<br>補助<br>番号 | 要望主体名   | 要望<br>事項<br>番号 | 要望事項<br>(事項名)  | 具体的<br>要望内容   | 具体的事業の<br>実施内容 | 要望理由   | その他<br>(特記事項) |
|----------|-----------------|----------------|------------|--------------|----------------------|---------|----------------|----------------|---|----------------|--|---------------|
| z0700036 | 財務省             | 退職金制度の見直し      | 5054       | 50540008     | 11                   | 東京商工会議所 | 8              | 退職金制度の見直し      | 2012年(平成24年)3月末に廃止が決まっている税制適格年金制度(以下適年)の移管先に、制限のない特定退職金共済制度を認める。                          |                | 中小企業が年金・退職金制度を維持するためには多様な選択肢が必要。移管先の一つである中小企業退職金共済制度は、加入できる企業規模に制限があるため不十分である。   |               |
| z0700043 | 全省庁(人事院と金融庁を除く) | 補助金適正化法の運用の一元化 | 5094       | 50940005     | 11                   | 和歌山県    | 5              | 補助金適正化法の運用の一元化 | 補助金適正化法に基づく処分制限期間については、各府省庁が別途政令で制定するのではなく、財務省令にて、処分制限期間の統一(一本化)を図り、既存の政令は各府省庁において廃止されたい。 |                | ・補助金適正化法第22条に基づく財産処分制限期間は、各府省庁の政令により別途定めるとされており、現状では、各府省庁の政令を定める時期によりばらつきが見られ、さらに改正後の但し書きには、財務省令に連動した処分制限期間ではなく、改正後に取得した財産にのみ適用が受けるように政令で告示されている。国の補助金を活用し、整備したもの(例 鉄筋コンクリート)や購入したもの(パソコン・サーバ)が同じであるにもかかわらず、補助金の種類によって異なる処分制限期間となっている。 |               |

| 管理コード    | 制度の<br>所管官庁       | 項目                        | 該当法令等           | 制度の現状   | 措置の<br>分類 | 措置の<br>内容 | 措置の概要（対応策）   | その他   | 当室からの再検討要請 | 措置の<br>分類 | 措置の<br>内容 | 措置の概要（対応策）   |
|----------|-------------------|---------------------------|-----------------|---|-----------|-----------|--|---|------------|-----------|-----------|--|
| z0700042 | 総務省、財務省、<br>厚生労働省 | 水道事業の定義、及び交付税措置につ<br>いて   | 地方公営企業法         | 単独事業として行われる安全対策<br>事業の事業費の4分の1について<br>は、一般会計からの出資を認めて<br>いるところ。 | f         | -         | 御提案の内容は、新たな財政制度<br>の創設・拡充を求めるものであり、<br>規制改革の対象とはならないもの<br>である。 | 財務省関連としては、要望理由中、<br>〔または、防災対策事業で借入し<br>た企業債の、交付税措置等による<br>財政措置を行う〕について回答す<br>るもの。 |            |           |           |  |
| z0700026 | 財務省               | ・酒税・たばこ税の手持ち品課税の申<br>告・納付 | ・酒税法、たばこ<br>事業法 |   | f         | -         | 税制は規制の対象外であり、当該<br>要望は税制上の措置にあたるた<br>め、検討要請事項の対象とはなり<br>得ない。   |   |            | f         | -         | <p>・納税地とは、納税前にとって各税法に基づいて行<br/>う申告、納付等の行為の相手方となるべき税務署を決定<br/>する基準であり、また、行政側にとっては各税法に<br/>基づく承認、徴収等の行為をどの税務署長が行うべき<br/>かを定める基準である。したがって、納税地は、各税<br/>法においてその性質に応じて基準となるに相応しい<br/>と認められる場所を定めている。</p> <p>・酒税やたばこ税は、所得課税とは異なり、物に対<br/>して課税するものであることから、製造場から酒類やた<br/>ばこを移出する際に、納税地（製造場の所在地）の所<br/>轄税務署長に対して申告・納付を行っている。手持品<br/>課税は、税率引上げ時点を捉えて、旧税率で課税され<br/>た「物」に対して課税するものであることから、その<br/>「物」の所在する場所を納税地とする必要がある。そ<br/>のため、法律上は貯蔵場所を製造場とみなして課税<br/>することとしているものである。貯蔵場所を納税地と<br/>する以上は、その所轄税務署長に対し申告・納付を<br/>行うのは当然である。</p> <p>したがって、手持品課税の申告を貯蔵場所の所在<br/>地の所轄税務署長に対して行わせているのは、単<br/>なる手続きではなく、租税債権の確定や納税地に関する<br/>制度に他ならず、税制の一部のものであって、規制<br/>には当たらないことから、検討要請事項の対象となり<br/>得ない。</p> <p>・なお、「手持品課税の実施時期について、その時期<br/>となる理由も含め具体的に示されたい」ということ<br/>であるが、手持品課税は、酒税やたばこ税の税率引上<br/>げの際に行われるものであり、実施時期については<br/>未定である。</p> <p>（注1）手持品課税は、酒税やたばこ税の税率引上<br/>げが実施される際に、酒類製造場やたばこ製造場等以<br/>外の場所で、既に旧税率で課税された流通段階にあ<br/>る酒類やたばこについて、それを所持する者を対象と<br/>して、税率引上げによる旧税率との差額を課税する制<br/>度である。この制度は課税の公平の見地等から、酒<br/>税やたばこ税の税率引上げの前後で、同一の税負担<br/>を求めるものであり、酒税・たばこ税の税率引上げの<br/>際には従来から実施されているものである。</p> <p>（注2）最近の手持品課税の実施時期<br/>酒税については平成15年5月1日に所持する酒類<br/>について、同年6月2日までに、たばこ税については<br/>同年7月1日に所持するたばこについて、同年7月31<br/>日までに、その税務署の所在地の所轄税務署長の</p> |



| 管理コード    | 制度の<br>所管官庁       | 項目                        | 要望<br>管理番号 | 要望事項<br>管理番号 | 要望<br>事項<br>補助<br>番号 | 要望主体名                  | 要望<br>事項<br>番号 | 要望事項<br>(事項名)             | 具体的<br>要望内容   | 具体的事業の<br>実施内容                                       | 要望理由  | その他<br>(特記事項) |
|----------|-------------------|---------------------------|------------|--------------|----------------------|------------------------|----------------|---------------------------|---|--|---|---------------|
| z0700042 | 総務省、財務<br>省、厚生労働省 | 水道事業の定義、及び交付税措置<br>について   | 5090       | 50900002     | 11                   | 高知県 大方町                | 2              | 水道事業の定義、及び交付税措置につ<br>いて   | 水道法第3条に規定されている「簡易水<br>道事業」「上水道事業」の定義（給水人<br>口）、及び企業債交付税措置の見直し | 「給水人口」及び「企業債交付税措置」<br>の見直しを行い、上水道小規模事業体<br>の経営安定を図る。 | 「上水道事業」と「簡易水道事業」の違い<br>は、給水人口（5千人以上）で判断され<br>る。<br>「上水道事業」の場合は、資本費（単価）<br>により補助事業の採択が判断されるた<br>め、小規模事業体でも単独で整備を行っ<br>ている場合が多い。<br>近い将来に予想されている「東南海地<br>震」への防災対策について、「国庫補助<br>事業の採択基準」は緩和されているが、<br>「企業債」については「上水道債」が適用<br>されるため、予算処置が厳しい状況であ<br>る。<br>そのためには、「上水道事業」の「給水<br>人口」の見直しおこなうことにより、小規<br>模上水道事業体を「簡易水道事業」とし<br>て「国庫補助事業」導入を柔軟に対応で<br>きるようにする。（または、防災対策事業<br>で借入した企業債の、交付税措置等<br>による財政措置を行う） |               |
| z0700026 | 財務省               | ・酒税・たばこ税の手持ち品課税の<br>申告・納付 | 5041       | 50410003     | 11                   | (社)日本フランチャイズ<br>チェーン協会 | 3              | ・酒税・たばこ税の手持ち品課税の申<br>告・納付 | ・酒税・たばこ税の手持ち品課税の申<br>告・オフについては、本社所在地の税務<br>署へ一括申告・納付とすること。    |  | ・酒類・たばこの手持在庫に係る課税の<br>申告については、コンビニエンスストア<br>の場合においても店舗所在地の所轄税<br>務署に個々に申告する必要がある。この<br>ことは、多店舗展開しているコンビニ<br>エンスストアに企業に大変煩雑なもの<br>となっている。<br>上記問題点に対し具体的には、数百店<br>分を本部で集計し、それを所轄税務署<br>へ振り分け、申告することは大変な労力<br>がかかる。<br>多くのコンビニエンスストア企業では、コ<br>ンピュータにより各店の在庫を本部で一<br>括管理しており、1枚の申告書に記入す<br>ればすむような一括申告、納付が可能に<br>なるような措置が必要である。  |               |

| 管理コード    | 制度の<br>所管官庁 | 項目              | 該当法令等   | 制度の現状  | 措置の<br>分類 | 措置の<br>内容 | 措置の概要（対応策）   | その他   | 当室からの再検討要請 | 措置の<br>分類 | 措置の<br>内容 | 措置の概要（対応策） |
|----------|-------------|-----------------|---|--|-----------|-----------|--|---|------------|-----------|-----------|------------|
| z0700027 | 財務省         | ・酒類媒介業の免許の付与の緩和 | 酒税法第9条、第10条<br>酒税法及び酒類行政関係等解釈通達第2編第9条第1項関係の14、第10条第10号関係の10 | 酒類の販売の媒介業を営む場合には、酒税法第9条第1項に基づいて所轄税務署長の免許を受けなければならない。<br>酒税法第10条では、一定事由に該当するときは、免許を与えないことができることされており、具体的な審査基準については、酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達において規定し、これに従った運用を行っている。                          | d         | -         | 酒類販売媒介業免許の免許要件については、法令及び法令解釈通達に明確に規定されているところである。<br>したがって、酒類販売媒介業の免許を受けようとする者から申請があった場合には、当該申請者について法令及び法令解釈通達に定める具体的な審査基準により審査の上で免許を付与することになる。   |   |            |           |           |            |
| z0700028 | 財務省         | ・煙草小売免許の許可条件の緩和 | ・たばこ事業法第22条・第23条<br>・たばこ事業法施行規則第20条・第21条<br>・平成10年大蔵省告示第74号 | 製造たばこの小売販売業を行う場合には、法令により、営業所ごとに財務大臣の許可を受けなければならない（法第22条）、距離基準に関しては、法令により、予定営業所と最寄の営業所との距離が、予定営業所の所在地の区分ごとに、25mから300mまでの範囲内で財務大臣が定める距離に達しない場合は、小売販売等の許可をしないこととしている（法第23条、法施行規則第20条等）。 | c         | -         | ・零細小売販売業者への影響及び未成年者の喫煙防止という社会的要請を考慮して、距離基準を撤廃することは当面考えていない。<br>・財政制度等審議会の「喫煙と健康の問題に関する中間報告（平成14年10月10日）」において、「許可制、定価制については、未成年者喫煙防止等の社会的要請や不正取引防止の観点からも一定の役割を果たしており、枠組条約案（WHO たばこ規制枠組条約案）においても同様の考え方が示されていることから、現時点で規制緩和の観点から議論を進める状況に至っていないと考える。」とされている。<br>なお、我が国政府は、平成16年6月に本枠組条約を締結した。 | ・自動販売機については、その設置場所が、未成年者喫煙防止の観点から、十分に管理、監督が期し難いと認められる場合には、たばこの小売販売業の許可を行わないこととしている。 |            |           |           |            |

| 管理コード    | 制度の<br>所管官庁 | 項目              | 要望<br>管理番号 | 要望事項<br>管理番号 | 要望<br>事項<br>補助<br>番号 | 要望主体名                  | 要望<br>事項<br>番号 | 要望事項<br>(事項名)   | 具体的<br>要望内容                           | 具体的事業の<br>実施内容 | 要望理由  | その他<br>(特記事項) |
|----------|-------------|-----------------|------------|--------------|----------------------|------------------------|----------------|-----------------|---------------------------------------|----------------|---|---------------|
| z0700027 | 財務省         | ・酒類媒介業の免許の付与の緩和 | 5041       | 50410014     | 11                   | (社)日本フランチャイズ<br>チェーン協会 | 14             | ・酒類媒介業の免許の付与の緩和 | ・酒類媒介業免許付与条件の緩和。                      |                | <ul style="list-style-type: none"> <li>・酒類販売業免許中、酒類媒介業の付与については酒類卸業の既得権との関連もあり、付与されることが難しい。</li> <li>・コンビニエンスストア事業本部はその店舗（加盟店、直営店）に対し取扱商品の定時、定ルートによる一括配送を行って居り流通合理化のため、酒類媒介業免許の付与が必要である。</li> <li>因みに酒類小売業者の一部は共同購入機関をもって居り、それに対し全酒類卸売免許が付与されて居る。</li> </ul>   |               |
| z0700028 | 財務省         | ・煙草小売免許の許可条件の緩和 | 5041       | 50410015     | 11                   | (社)日本フランチャイズ<br>チェーン協会 | 15             | ・煙草小売免許の許可条件の緩和 | ・コンビニエンスストアに対し煙草小売免許の許可条件を緩和していただきたい。 |                | <ul style="list-style-type: none"> <li>・免許品の規制緩和が進行し、酒類販売小売免許については平成15年9月1日より免許の需給条件（距離基準、人口基準）が完全に撤廃され、人的条件のみとなり実質的に緩和された。</li> <li>・同じ免許品の煙草については距離基準、取扱予定高等従来の規制が緩和されず既存店や自販機業界の擁護となり新規取扱が困難となって居る。</li> <li>・コンビニエンスストアに対し未成年者喫煙防止のため業界挙げて取り組んで居り、又対面販売を主体として居り、青少年健全育成、社会の健全化のため、併せて地域住民の利便性の向上に寄与する。</li> </ul> |               |

| 管理コード    | 制度の<br>所管官庁   | 項目               | 該当法令等   | 制度の現状   | 措置の<br>分類 | 措置の<br>内容 | 措置の概要（対応策）  | その他 | 当室からの再検討要請  | 措置の<br>分類 | 措置の<br>内容 | 措置の概要（対応策）  |
|----------|---------------|------------------|---|---|-----------|-----------|---|-----|---|-----------|-----------|---|
| z0700041 | 財務省、<br>農林水産省 | 農業災害に係る国庫補助率の見直し | 農林水産業施設<br>災害復旧事業費<br>国庫補助の暫定<br>措置に関する法律<br>(昭和25年法律第<br>169号)第3条第1<br>項、同条第2項及<br>び同条第3項<br><br>農林水産業施設<br>災害復旧事業費<br>国庫補助の暫定<br>措置に関する法律<br>施行令(昭和25年<br>政令第152号)第<br>5条第1項及び第<br>2項 | 農地、農業用施設の災害復旧事<br>業費の補助金額は、左記法令等の<br>規定により決定している。 | f         | -         | ご要望の内容は、補助率の定率<br>化(高率)を求めるものであるが、<br>補助率については法令で率を定め<br>ているところである。<br>また、このご要望は「従来型の財<br>政措置」に当たり、規制改革の趣旨<br>にそぐわない。<br>なお、補助率増高申請事務の簡<br>素化については、これまでに事務<br>の簡素・合理化を図ってきたところ<br>であるが、今後、さらに検討を図り<br>たい。 |     | ・回答では要望内容が補助金関連<br>の措置であることを根拠に、検討要<br>請事項の対象とはなり得ないとい<br>ことだが、<br>要望内容は、農業災害に係る補<br>助金の交付において、受益者を特<br>定する作業内容の軽減を求めるも<br>のであり、この点についての具体<br>的な対応策を改めて検討され、示され<br>たい。<br>上記 を踏まえた実施時期につ<br>いて、その時期となる理由も含め具<br>体的に示されたい。 | b         |           | 農林水産省において、都道府県<br>及び市町村の補助率増高申請事<br>務の簡素化に関する意見、要望等<br>を調査・検討することとしており、財<br>務省としてはその検討結果を踏ま<br>え対応することとしたい。<br>これらの作業については時間を<br>要するため、平成16年度中を目途<br>に行いたい。 |
| z0700001 | 財務省           | 特別法人税の撤廃         | 法人税法  |   | f         | -         | 税制は規制の対象外であり、当該<br>要望は税制上の措置にあたるた<br>め、検討要請事項の対象とはなり<br>得ない。  |     |   |           |           |   |

| 管理コード    | 制度の<br>所管官庁   | 項目               | 要望<br>管理番号 | 要望事項<br>管理番号 | 要望<br>事項<br>補助<br>番号 | 要望主体名   | 要望<br>事項<br>番号 | 要望事項<br>(事項名)    | 具体的<br>要望内容  | 具体的事業の<br>実施内容   | 要望理由   | その他<br>(特記事項) |
|----------|---------------|------------------|------------|--------------|----------------------|---|----------------|------------------|--|--|--|---------------|
| z0700041 | 財務省、<br>農林水産省 | 農業災害に係る国庫補助率の見直し | 5090       | 50900001     | 11                   | 高知県 大方町   | 1              | 農業災害に係る国庫補助率の見直し | 「補助率増高申請」事務事業の見直し。   | 公共災害同様に、補助率を災害状況による定率化を行い、事務作業の簡素化を図る。   | 農業災害の補助率は暫定のため、公共災害と異なり「補助率増高申請」を行うことにより、市町村ごとに確定されている。<br>(激甚災害は別途計算)<br>そのため、災害件数が多い年や年の終盤に被災を受けると、この作業に余分な時間や経費を費やしている状況である。地元負担金を徴収している自治体もあることから、暫定補助率を定率(高率化)し事務事業の効率化を図る。 |               |
| z0700001 | 財務省           | 特別法人税の撤廃         | 5001       | 50010001     | 11                   | 企業の資金調達の円滑化に関する協議会<br>(略称:企業財務協議会)<br><a href="http://www.enkt.org/">http://www.enkt.org/</a> | 1              | 特別法人税の撤廃         | 特別法人税の存在が、今般制度が導入された確定拠出型年金制度の普及や、今後企業年金法の下で運用されていく確定給付型年金も含めた企業年金制度全般の運用に多大な影響を与えることが予想されるため、廃止を強く要望する。<br>年金税制については、拠出時・運用時非課税、受給時課税の原則を徹底し、さらに平成16年度税制改正要綱にて決定した公的年金等控除及び高齢者控除の縮小・廃止によって将来的に得られる財源は、特別法人税を撤廃することによる財源不足の穴埋めとして将来的に最優先で確保されてゆくべきである。 | 特別法人税については、平成17年3月31日迄で凍結の延長期限切れとなる。諸外国においては年金税制を拠出時・運用時非課税、受給時課税とするのが通常であり、我が国のように運用時に課税する例はない。特別法人税の課税については、前述の通り現在凍結中であるが、これが再び課税されることとなった場合、新型企業年金や確定拠出型年金の運営上大きな負担となり、公的年金を補完する役割を担う企業年金制度の維持が困難になる恐れが強い。このような特別法人税については、今後企業年金制度が果たす役割についても十分に考慮した上で、撤廃されるべきである。 |  |               |

| 管理コード    | 制度の<br>所管官庁 | 項目                                    | 該当法令等 | 制度の現状 | 措置の<br>分類 | 措置の<br>内容 | 措置の概要（対応策）   | その他 | 当室からの再検討要請 | 措置の<br>分類 | 措置の<br>内容 | 措置の概要（対応策） |
|----------|-------------|---------------------------------------|-------|-------|-----------|-----------|--|-----|------------|-----------|-----------|------------|
| z0700002 | 財務省         | (税制適格年金)<br>税制適格年金において時価主義の導入<br>も可能に | 法人税法  |       | f         | -         | 税制は規制の対象外であり、当該<br>要望は税制上の措置にあたるた<br>め、検討要請事項の対象とはなり<br>得ない。 |     |            |           |           |            |
| z0700035 | 財務省         | 特別法人税の撤廃                              |       |       | f         | -         | 税制は規制の対象外であり、当該<br>要望は税制上の措置にあたるた<br>め、検討要請事項の対象とはなり<br>得ない。 |     |            |           |           |            |



| 管理コード    | 制度の<br>所管官庁 | 項目                                    | 要望<br>管理番号 | 要望事項<br>管理番号 | 要望<br>事項<br>補助<br>番号 | 要望主体名   | 要望<br>事項<br>番号 | 要望事項<br>(事項名)                         | 具体的<br>要望内容   | 具体的事業の<br>実施内容 | 要望理由  | その他<br>(特記事項) |
|----------|-------------|---------------------------------------|------------|--------------|----------------------|---|----------------|---------------------------------------|---|----------------|---|---------------|
| z0700002 | 財務省         | (税制適格年金)<br>税制適格年金において時価主義の<br>導入も可能に | 5001       | 50010005     | 11                   | 企業の資金調達の円滑化に<br>関する協議会<br>(略称:企業財務協議会)<br><a href="http://www.enkt.org/">http://www.enkt.org/</a> | 5              | (税制適格年金)<br>税制適格年金において時価主義の導入<br>も可能に | 税制適格年金は、実態的には簿価<br>であることを求められているのは税制適<br>格性のみであり、他の実務では時価を<br>ベースに行うのが今後の主流である。以<br>上から、厚生年金基金では時価ベース<br>に移行したことや、さらに新企業年金<br>(DB,DC,CB)での評価も時価主義であ<br>ることから、税制適格年金についても従<br>来の簿価主義による評価に加え、時価<br>主義で評価することも選択肢として認め<br>るべきである。 |                | 税制適格年金が簿価主義であることの<br>問題点は次の通りである。<br>退職給付会計が時価主義であるこ<br>との整合性がとれない。<br>厚生年金基金や新企業年金が時価<br>主義であることとの整合性がとれない。<br>簿価主義の場合、運用機関の入替<br>えなど、効率化を行うための施策を実行<br>した場合に、必要以上に実現損益が発<br>生し、それにより企業本体のキャッシュフ<br>ローに影響を与えること。<br>運用は時価の極大化を目指すもの<br>であり、簿価の極大化には意味がないこ<br>とから、運用収益の計測は時価ベース<br>で管理することがもはや常識となってい<br>ること。<br>必要以上の実現益捻出は、運用の<br>効率性を阻害すること。<br>時価に対する割合で算定することが<br>合理的との判断から、信託銀行、投資<br>顧問会社の報酬は時価ベースに基づく<br>場合が多いこと。 |               |
| z0700035 | 財務省         | 特別法人税の撤廃                              | 5054       | 50540007     | 31                   | 東京商工会議所   | 7              | 確定拠出年金制度の見直し                          | 特別法人税の撤廃  |                | 公的年金の給付額が将来的に<br>は削減されるため、老後の生活を補完<br>する観点から制度構築すべき。  |               |

| 管理コード    | 制度の<br>所管官庁           | 項目                        | 該当法令等  | 制度の現状  | 措置の<br>分類 | 措置の<br>内容 | 措置の概要（対応策）   | その他 | 当室からの再検討要請   | 措置の<br>分類 | 措置の<br>内容 | 措置の概要（対応策）  |
|----------|-----------------------|---------------------------|--|--|-----------|-----------|--|-----|--|-----------|-----------|---|
| z0700038 | 総務省、<br>財務省、<br>文部科学省 | 株式会社大学に対する税制上の優遇<br>措置の適用 | 法人税法第2条6<br>号・別表二・同法<br>第4条、                                 |  | f         | -         | 税制は規制の対象外であり、当該<br>要望は税制上の措置にあたるた<br>め、検討要請事項の対象とはなり<br>得ない。   |     | 当会議前身の総合規制改革会議<br>における「規制改革の推進に関す<br>る第3次答申」（平成15年12月22<br>日）においても、少なくとも構造改革<br>特区において直ちに講ずべき措置<br>として、株式会社等と学校法人との<br>間の同等の競争条件の確保（株式<br>会社等に対する私学助成、優遇税<br>制の適用など）として、優遇税制の<br>適用について答申しているところ<br>である。見直しの可否について再検<br>討されたい。 | f         | -         | 学校法人については、剰余金や残<br>余財産が国等以外の出資者に分<br>配されないなど、一定の公益性が<br>制度上担保されていることから公<br>益法人等に区分し、株式会社とは<br>課税の取扱いや適用税率に差を設<br>けているものであり、要望にあるよ<br>うな株式会社を公益法人等と課税<br>上同列の取扱いとすることは、現行<br>の法人税体系からは採り得ない。 |
| z0700025 | 財務省、I担当室              | ・税務証憑の電子データによる保存の<br>承認   | 電子計算機を使用<br>して作成する国<br>税関係帳簿書類<br>の保存方法等の<br>特例に関する法律<br>第4条 | 国税関係書類の全部又は一部に<br>ついて、自己が一貫して電子計算<br>機を使用して作成する場合であっ<br>て、税務署長等の承認を受けたと<br>きは、所定の要件にしたがって、そ<br>の電磁的記録の保存をもってその<br>書類の保存に代えることができる。 | a         |           | 規制改革・民間開放推進3か年計<br>画（平成16年3月19日閣議決定）<br>において<br>「法令により民間に保存が義務付<br>けられている財務関係書類、税務<br>関係書類等の文書・帳票のうち、電<br>子的な保存が認められていないも<br>のについて、近年の情報技術の進<br>展等を踏まえ、文書・帳票の内容、<br>性格に応じた真实性・可視性等を<br>確保しつつ、原則としてこれらの文<br>書・帳票の電子保存が可能となる<br>ようにすることを、統一的な法律（通<br>称「e-文書法」）の制定等により行<br>うこととする。【早期に法案提出（平<br>成16年度）】」<br>とされている。 |     | 法案の提出時期を具体的に示され<br>たい。   | a         |           | 平成16年6月15日 I戦略本部資料<br>（内閣官房提出）において「平成17<br>年4月の施行を目指し、平成16年<br>度のできるだけ早期に国会提出」と<br>されている。   |

| 管理コード    | 制度の<br>所管官庁           | 項目                        | 要望<br>管理番号 | 要望事項<br>管理番号 | 要望<br>事項<br>補助<br>番号 | 要望主体名                  | 要望<br>事項<br>番号 | 要望事項<br>(事項名)             | 具体的<br>要望内容                                    | 具体的事業の<br>実施内容  | 要望理由   | その他<br>(特記事項)                       |
|----------|-----------------------|---------------------------|------------|--------------|----------------------|------------------------|----------------|---------------------------|--|---|--|-------------------------------------|
| z0700038 | 総務省、<br>財務省、<br>文部科学省 | 株式会社大学に対する税制上の優<br>遇措置の適用 | 5064       | 50640007     | 11                   | 株式会社東京リーガルマイ<br>ンド     | 7              | 株式会社大学に対する税制上の優遇措<br>置の適用 | 学校法人に対して認められている税制<br>上の優遇措置を株式会社大学にも適用<br>すること | 消費者主義に基づく株式会社大学を設<br>立し、地域や学生のニーズに的確に応<br>えた教育サービスの提供を実現する。 | 規制の特例措置により株式会社による<br>大学設置という主体要件が緩和された<br>が、学校法人と学校設置会社間の競<br>争条件の同一化が図られていないた<br>め、教育内容そのものによる消費者の<br>自由な選択、多様な教育主体間の競争<br>が実現されていない。もっとも、現行の<br>私学助成制度は、財政的なメリットが少<br>ないにも関わらず、行政の強い関与を受<br>け、大学の個性や自主性を脅かすもの<br>であるから、学校設置会社にこれを適用<br>することには反対する。その代わり、学<br>校設置会社も同じ公益的・公共的な教<br>育事業を行うものであるから、学校法人<br>と同様の税制上の優遇措置を認めるこ<br>とを提案する。 | 添付資料：<br>株式会社大学に対する規制の緩和にか<br>かる要望書 |
| z0700025 | 財務省、IT担当              | ・税務証憑の電子データによる保存<br>の承認   | 5041       | 50410002     | 11                   | (社)日本フランチャイズ<br>チェーン協会 | 2              | ・税務証憑の電子データによる保存の承<br>認   | ・税務証憑の電子データによる保存を可<br>とし、原紙証憑の保存の規制を緩和す<br>る。  |   | ・電子帳簿保存法により、電子データに<br>より加工処理された帳簿等の電子保存<br>は認められている。しかし、領収書等電<br>子データでない税務証憑の電子データ<br>保存は認められていない。<br>・スキャナー取り込みにより電子化とし<br>ての保存（原紙証憑の保存義務緩和）を<br>推進してほしい。<br>・原紙証憑の保管コストが多額となり、<br>電子保存によりコスト削減が図られる。   |                                     |